

令和2年第3回定例会

(第3日)

令和2年9月9日

令和2年第3回平川市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程（第3号）令和2年9月9日（水）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- 1番 葛西 勇 人
- 2番 山谷 洋 朗
- 3番 中 畑 一二美
- 4番 石 田 隆 芳
- 5番 工 藤 貴 弘
- 6番 工 藤 秀 一
- 7番 福 士 稔
- 8番 長 内 秀 樹
- 9番 佐 藤 保
- 10番 山 田 忠 利
- 11番 大 澤 敏 彦
- 12番 原 田 淳
- 13番 桑 田 公 憲
- 14番 齋 藤 剛
- 15番 工 藤 竹 雄
- 16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

- | | |
|------------|-----------|
| 市 長 | 長 尾 忠 行 |
| 副 市 長 | 古 川 洋 文 |
| 教 育 長 | 柴 田 正 人 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大 川 武 憲 |
| 農業委員会会長 | 今 井 龍 美 |
| 代表監査委員 | 鳴 海 和 正 |
| 総 務 部 長 | 齋 藤 久 世 志 |
| 企画財政部長 | 西 谷 司 |
| 市民生活部長 | 一 戸 昭 彦 |
| 健康福祉部長 | 三 上 裕 樹 |
| 尾上総合支所長 | 小田桐 農夫吉 |

経 済 部 長	大 湯 幸 男
建 設 部 長	原 田 茂
碓ヶ関総合支所長	齋 藤 茂 樹
教育委員会事務局長	對 馬 謙 二
平川診療所事務長	今 井 匡 己
会 計 管 理 者	三 上 庚 也
農業委員会事務局長	小 野 生 子
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇

○出席事務局職員

事 務 局 長	小山内 功 治
総務議事係長	河 田 麻 子
主 事	對 馬 賢 也

○副議長（大澤敏彦議員） 皆さん、おはようございます。副議長の大澤敏彦です。

福士 稔議長より、急用のため遅れる旨の連絡がありましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行います。

議員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。

また、傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため、本会議場の扉を開放し密閉空間としないようにしております。

なお、発言の際は、マスク等の着用をお願いいたします。

議員並びに理事者側をお願いいたします。本日も高温が予想されますので、熱中症予防のために上着を脱いでください。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営委員会において、一括質問方式と一問一答方式の選択制をとっています。

どちらも質問席において行うこととし、質疑応答の時間はおおむね1時間以内とします。

なお、会議規則第56条の規定にかかわらず、質問の回数制限を設けておりません。

また、会議規則第62条第2項の規定に「質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。」とありますので、配付しております一般質問通告一覧表の内容と関連のない質問及び答弁を求める者以外への質問は、原則として許可されませんので御注意ください。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方に分かりやすい質問を、また、理事者側においても同様の答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

配付しております一般質問通告一覧表のとおり、本日は、第7席から第11席までを予定しております。

なお、第7席、葛西勇人議員より、一般質問に関する資料について事前配付の申出がありましたので、これを許可しております。

第7席、1番、葛西勇人議員の一般質問を行います。

葛西勇人議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

葛西勇人議員、質問席へ移動願います。

（葛西勇人議員、質問席へ移動）

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員の一般質問を許可します。

○1番（葛西勇人議員） 改めましておはようございます。ただいま、議長より一般質問の許可をいただきました第7席、議席番号1番、新生会の葛西勇人でございます。

それでは、通告に従いまして、一括質問方式にて質問をしまいたいと思います。

なお、質疑においてお互いに確認をしながら進めてまいりたいと思いますので、両面5ページの資料を配付させていただきました。御参照いただきたいと思います。

質問に入る前に、今年7月中旬に平川市内の某市道十字路交差点で、平賀西中学校の生徒が通学途中に交通事故に巻き込まれ、大けがを負われました。事故原因は、一時停止を無視したと思われる運転手の責任が大きいことは言うまでもありませんが、同中学校の保護者からは、以前から危険な場所であることは分かっていたはずなのに対策をしてくれなかった、事故が起きなければ警察も市も何もしてくれないとの不満の声を多数承りました。確かに警察も取締りをしてきましたし、また、学校や関係団体、当市も事故防止のために努力をされてきたことは十分承知しておりますが、それでも事故は発生いたしました。この現実を重く受け止め、責任論ではなく、どうして交通事故が発生したのか、この事故をきっかけに改めて交通事故再発防止に向けてしっかりと対応をしていかなければならないと決意をした次第です。

それでは早速、1. 交通安全対策について質問をさせていただきます。

まず、①交通事故発生の危険箇所のマネジメントについて伺います。資料1を御覧ください。

小・中学校を想定して、保護者から交通事故発生の危険箇所の情報提供及び対策要望が上がってきた場合の、その回答までのフローを私が関係者のヒアリングを踏まえて作成いたしました。その実情は、小・中学校が独自に危険箇所のマップを整備して管理をし、また、対策要望に対して、小・中学校ができる範囲で自己解決をしているということでした。もっとも、当市すなわち教育委員会、総務部、建設部などの関係部署においては、交通事故発生の危険箇所の管理表を作成しておらず、また、その間で情報共有もなされていないということでありました。

私は、交通事故のリスク管理と対策の徹底を図るため、まず、危険箇所を特定するために管理表を作成し、そこに危険度のランクづけをした上でそれぞれの対策を具体的に検討し、対応の進捗管理ができる仕組みを構築して関係部署間で情報共有をしていくことを要望いたします。また、事故防止を図るために、その情報を保護者を含む市民にも公開をしていくことを要望いたしますが、現状と今後の対策について市長の見解を求めます。

また、保護者からは交通事故発生の危険箇所の情報提供及び対策を要望しても、学校からの注意喚起の連絡はあるものの、具体的な対策の回答が得られないと伺っております。すなわち、資料1のフローでいえば、③の危険箇所情報連絡及び対策依頼が、小・中学校から教育委員会にほぼほぼ上がってこないため、⑥、⑦のように教育委員会から小・中学校、小・中学校から保護者に回答がいかないということですが、現状と今後の対策について教育長の見解を求めます。

次に、②交通事故発生の危険箇所における事故事例に対する対策について伺います。資料2を御覧ください。

某市道十字路交差点は、当市の交通事故発生の危険箇所と認識されている交差点であり、実際に事故も発生しております。ここは見晴らしのよい交差点で、朝の通勤・通学時間帯に交通量が增大するため、縦に延びる優先道路を走る車が、横に延びる道路を走

る車に道をなかなか譲らないために、その車が優先道路の車がすいたときに走り抜けようと一時停止違反をするケースが多く、以前より交通事故発生の危険箇所と指摘されておりました。この某市道十字路交差点において、本市としてどのような交通安全対策をしてきたのか。また、今後の再発防止に向けた対策をお知らせください。

③交通指導隊について伺います。

本市では、交通事故防止のため、交通安全思想の普及と高揚を図り、交通事故のない安全で快適な交通社会をつくることを目的に、平川市交通安全協会を通じて平川市交通指導隊に交通事故対策費として補助金を交付しておりますが、改めて同指導隊の役割と機能及びその必要性についてお知らせください。また、同指導隊の隊員は、定数39名に対して現状は21名しかいないと伺っております。交通指導隊の成り手不足の現状と今後の対策についてお知らせください。

次に、2. ごみのポイ捨ての防止対策について御質問をさせていただきます。

まず、①現在の取組について伺います。

前回の私の一般質問のときにもお話をさせていただきましたが、本市の畑や田んぼの沿線など至るところでごみのポイ捨てが見受けられ、農家の方々をはじめ多くの市民の方が大変困っている現状において、本市ではこれらを防止するためにどのような取組を行っているのかをお知らせください。

次に、②今後の対策案について御質問をさせていただきます。資料3を御覧ください。

ごみのポイ捨てに対して他の自治体で効果のあった施策等を挙げさせていただきましたが、現場を見ますと、ごみをポイ捨てする人は常習化しておりますので、ポイ捨て禁止の旗や看板の設置はもちろん当然ですが、さらに市が町会や営農組合などの関係組織と連携して管理を強化したり、また、監視カメラの台数を増やして悪質なポイ捨て者の特定を徹底したり、さらには新たにごみのポイ捨て禁止条例を制定の上、過料などの罰則規定を設けて厳しく対処するなどして、ごみのポイ捨てを撲滅させるという本市の強い姿勢を示すことが必要であると考えますが、現状と今後の対策について市長の見解を求めます。

最後に、3. 行政のデジタル化推進について御質問をさせていただきます。

まず、①デジタル化推進の課題について御質問をさせていただきます。資料4、1を御覧ください。

国は新たにIT戦略としてデジタル強靱化を掲げて、今後3年間を行政デジタル化集中投資期間と位置づけております。本市としても、この国の動きと連動して、職員の事務負担を軽減し住民サービスを向上させていくために、デジタル化すなわちシステムの導入を積極的に推進していくことが重要であると考えますが、システムを導入するに当たり、本市としてどのような課題があると考えているのかをお知らせください。資料4、2を御覧ください。私としては職員の事務負担の軽減・効率化を導入目的に、まずは事務の効率化が見込まれる業務を分類し、選択することが本市のシステム導入までの重要な課題であると考えております。また、この効率化可能な業務を選定するために市内にプロジェクトチームを結成の上、各課の職員の業務の現状を把握して、分析した上で業務の見直しをすることも必要不可欠であると考えますが、本市の見解をお聞かせください。

次に、②デジタル化推進に向けた取組について御質問をさせていただきます。本市として、システム導入に向けてどのような取組を考えているかお知らせください。資料5、3を御覧ください。

私は職員の事務効率化につながるものとして、電子決裁システム、施設予約システム、Web会議システム、防災情報システム、校務支援システムなどの導入を検討していただくことを要望いたします。例えばテレワークが導入されれば、職員の方が家にいながら決裁処理ができたり、会議などにも参加できることとなります。私としては前に述べたとおり、まず業務分析をした上で、主に書面、対面、押印を求める業務から見直しをして、職員の事務負担を軽減できるシステムから導入していくことを要望いたしますが、本市として今後どのようなシステムの導入を検討しているのか計画などがございましたらお知らせください。

○副議長（大澤敏彦議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） おはようございます。葛西勇人議員の3点の御質問についてお答えをいたします。

まず、市の交通安全対策の現状についてお答えをいたします。

交通安全上の事案に対しては、これまでも交通管理者である黒石警察署及び国道管理者である国道事務所、県道路管理者である青森県並びに市道管理者である建設課、交通安全施策の全般を担当する総務課が、情報共有を図り連携して対応しているものであります。また、信号機や横断歩道の設置などの要望についても、速やかに現地を確認し、その都度、黒石警察署と協議し、必要と判断した場合には、県公安委員会へ設置の要望を行ってきたところであります。

市道における対策としては、カーブミラー、ガードレール、道路区画線といった市が対応可能なものについては、現場ごとに状況を判断し、必要な場合には即時に、今後の状況を確認する必要があると判断した場合には、年次計画を立てた対応としておりますので、議員御提案の管理表や危険度のランクづけといった対応はしていないところであります。

また、市では管内の事故件数、事故内容の詳細な記録を有しておりませんが、青森県警では、交通管理者としてその詳細を把握、分析しており、事故が多発する交差点等につきましては、ホームページで公表しているところであります。しかしながら、県警ホームページで確認ができるものの、市民への注意喚起という点からは市独自での取組も必要と考えます。今後、黒石警察署と協議し、市内での事故が多く発生する箇所がある場合には、対応策を講じるとともに、注意喚起を促すためにも市ホームページ等で周知することを検討いたします。

また、平成24年に全国で登下校中の児童生徒の事故が相次いで発生したことから、本市では通学路に関しまして、平成27年3月に平川市通学路交通安全プログラムを作成し、公表しております。このプログラムでは点検、対策などのPDCAサイクルにより関係機関が連携し、通学路の安全確保を図っているところであります。

なお、各学校の現状と対策につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

次に、交通事故発生の危険箇所における事故事例に対する対策についてお答えをいたします。

当該地区の交差点につきましては、以前、信号機設置の要望があったことから、黒石警察署に対応について協議を行った箇所であります。その際の黒石警察署の回答としては、当該交差点は、近くに踏切もあることから信号機設置は難しいとの回答を得ております。また、見通しもよく優先道路が明確であることから、一時停止を遵守すれば事故が起こらない箇所であり、これまで事故の報告もないとの回答も得ております。当該事故につきましても、交通ルールを遵守することにより防げたものではないかと考えますが、運転者に対し、より一層一時停止が守られるよう路面に一時停止線を強調し表示する工事を実施してまいります。また、引き続き交通ルールの周知徹底について、関係機関と連携しながら対応したいと考えております。

各学校の現状と対策については教育長より、交通指導隊についての御質問は総務部長より答弁させます。

次に、ごみのポイ捨て防止対策についての御質問にお答えをいたします。

私からは、現在の取組についてお答えをいたします。市では、ごみのポイ捨てへの対策として、市民からの通報や町会からの要望に応じて、不法投棄やポイ捨ての多い箇所へ看板設置やごみ集積所等への監視カメラの設置を行っており、また、その他市民一斉大清掃等での重点的な清掃、広報紙等による啓発、不法投棄監視員による定期的な巡回や市職員によるパトロール及び清掃を行っています。

今後の対策案については、市民生活部長より答弁させます。

次に、行政のデジタル化推進についての御質問にお答えをいたします。

行政のデジタル化については、申請手続の簡素化や待ち時間の短縮など市民の利便性が図られるとともに、職員の業務効率化による負担軽減などが期待されることから、重要な取組であると認識をしております。私は、この行政のデジタル化を推進するに当たり、2つの課題があると考えております。1つ目は職員の知識習得であります。ICTの分野では、クラウドやAIなどこれまで経験したことのないようなスピードで新たな先進技術が生まれております。この流れに取り残されないよう専門的な知識を持ち、その知識を業務に生かすことのできる職員の育成が課題であります。2つ目はコストの問題であります。デジタル化のためのシステム導入費用や維持管理にかかるランニングコストについては、費用対効果を考慮する必要があります。

議員御提案のシステム導入を検討するプロジェクトチーム及びデジタル化推進に向けた取組については、総務部長から答弁させます。

○副議長（大澤敏彦議員） 教育長。

○教育長（柴田正人） 私からは、交通安全対策の現状と今後の対策についてお答えします。

児童生徒の登下校時の安全については、議員御指摘の事故をはじめ全国的に交通事故が発生している状況にあることを踏まえ、通学路の安全対策は、子供たちの命を守る上で大切なことと考えております。このため教育委員会では、毎年各学校に対し、保護者、地域の関係団体等が連携して通学路の安全対策を講じるよう通知するとともに、教育委員会としても危険箇所については、現地確認をするなど安全点検及び安全対策に取り組んでおります。各学校においても安全マップを作成し、そのマップを活用して交通安全教室の開催や通学路の安全点検を実施するほか、家庭、地域の関係団体等の協力

を得て、登下校時の見守り活動など通学路における事故の未然防止に努めております。

議員御指摘の保護者から寄せられる危険箇所の情報提供への対応については、通学路の安全確保に向けた取組を行う平川市通学路交通安全プログラムを踏まえ、PDCAサイクルにより、学校、教育委員会、道路管理者、警察等関係機関が情報共有しながら、通学路の合同点検を実施し対策を講じることとしており、その結果については、市ホームページで公表するほか、校長会を通じ学校だより等で保護者へ情報提供してまいります。今後とも、学校、家庭、地域の関係機関等が連携し、児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう通学路の安全対策の充実に努めてまいります。

○副議長（大澤敏彦議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） 私から交通指導隊及びデジタル化推進についてお答えいたします。

はじめに、交通指導隊についてでございますが、交通指導隊の役割について御説明いたします。

交通指導隊につきましては、黒石地区交通安全協会長から任命される黒石地区交通指導隊と平川市交通安全協会長が設置する平川市交通指導隊の2種類があり、隊員についてはどちらも兼務し、ボランティアとして活動しているところであります。その活動内容につきましては、各種行事等における交通整理への協力や安全運転・安全通行への指導並びに普及活動となっており、市の交通安全対策の推進役として御活躍いただいているところであります。

交通指導隊につきましては、黒石地区交通安全協会から年間、隊員1人当たり1万1,500円の活動費が支給されています。また、市としても交通安全協会を經由し、交通指導隊の活動に対して、議員御指摘のとおり30万円の補助金を出しているところであります。当市の指導隊員の待遇につきましては、他の地区安全協会指導隊への市町村からの助成金と比べましても厚遇となっているものと認識していますが、新規に入隊する方も少なく、隊員数は年々減少傾向にあります。隊員数の減少により、市民の安全安心が損なわれないよう黒石地区交通安全協会と連携を取り、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、行政のデジタル化推進についてお答えをいたします。

はじめに、議員御提案のシステム導入を検討するプロジェクトチームについてお答えします。

住民基本台帳システムや財務会計システムなど全庁的に使用されるシステムについては、これまでもシステムの管理運営を統括する組織である平川市電子計算機管理運営委員会において、システムの有効性や費用対効果などを検討の上、導入してきた経緯があります。また、戸籍総合システムや上下水道情報管理システムなど各課で個別に使用されるシステムについては、日々その業務に携わる各課の職員が現状を把握し、導入により事務効率化が見込めると判断したシステムについて、担当課が予算要求の上、新規導入という事務の流れとなっております。こうした中で直近の5年間では、税務課の滞納管理システムや建設課の空家等管理台帳システムなど、6つの分野において11のシステムが導入されております。

今後とも全庁的に使用されるシステムの導入に当たっては、引き続き平川市電子計算

機管理運営委員会を開催することとし、あわせて必要に応じて議員御提案のとおりプロジェクトチームを設置の上、業務の現状を把握、分析する手法を取りながら、システムの導入を検討したいと考えております。

次に、当市のシステム導入に向けた取組についてお答えします。

昨年度は、システム開発事業者による職員に向けたシステム事例の研修会の実施や他市のシステム導入実例の見学会への参加などに取り組んでまいりました。今年度は、昨今のコロナ禍の影響により、職員に対する研修が実施できていない現状でしたが、昨年度と同様に職員研修を実施したいと考えております。また、これから導入を検討しているシステムにつきましては、令和4年度新庁舎完成に向けて、職員の出勤時間、退勤時間を管理するシステムの導入を検討することとしております。

続いて、議員御提案の各種システムについてお答えします。

電子決裁システムについては、紙媒体を電子データ化する作業量が膨大となることなどの課題もありますので、今後、慎重に検討を進めていきたいと考えております。

施設予約システムについては、現在、当市のホームページにおいて各施設の予約状況を確認できるように整備されているものの、実際の施設予約まではシステム化に至っておりません。しかし、この施設予約システムは、事前に本人確認を含めた利用者登録が必要であることや機械操作が不慣れな方への配慮などクリアすべき問題が残されているため、導入に向けては今後の検討課題といたします。

Web会議システムについては、現在、オンラインでの通話を可能とするタブレットパソコンの整備を進めております。これにより、遠隔での複数人との会議、打合せに対応できるものであります。

防災情報システムについては、既に導入済みであり、現在、県内全市町村と青森県が共同で運用している青森県総合防災システムと市民への情報提供及び職員の参集などの機能を持った防災行政無線システムの2つを運用しているところです。

校務支援システムの導入については、県や近隣市町村の動向を注視しながら、来年度以降の導入に向けて検討してまいります。

また、議員から御提案のありました今後デジタル化を実施するに当たり、業務分析の上、主に書面、対面、押印を求める業務から見直して職員の事務負担の軽減を図ってはどうかといった御提案でございますが、総務省から本年7月13日付で地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについての通知がございました。これについては積極的に取り組むよう助言があったところでございますので、総務課では、各課に向けて150を超える例規、要綱等の見直しを指示したところでございます。

○副議長（大澤敏彦議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（一戸昭彦） 私からは、ごみのポイ捨ての防止対策についてのうち、今後の対策案についてお答えをいたします。

環境省が実施した令和元年度「ポイ捨て」に関する調査によれば、県内の市町村においても、ごみのポイ捨てを規制することのみを目的とする条例は、1自治体のみが制定しております。そのほか当市を含めた10自治体は、環境保全条例等の中でポイ捨ての禁止に関する規定を定めており、罰則については県内いずれの自治体においても設けておりません。当市においては、平川市環境保全条例の中でごみのポイ捨てを禁止しており、

ごみのポイ捨てに対する罰則については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、軽犯罪法、道路交通法など法令等により罰則の規定が設けられておりますので、新たな条例の制定や既存の条例に罰則を設けることは考えておりません。

現在、市民や町会から要望のあった場所には、計14台の監視カメラを設置し対策を行っておりますが、議員御指摘のとおり、これまでの取組に加え、監視カメラの台数を増やし、貸出し等による町会と連携したごみのポイ捨て対策を強化してまいりたいと考えております。また、いま一度、市民一人一人がモラル・マナーについて考え、地域の清掃活動に参加することから得られるポイ捨てしない、させないという意識づけの方向からも啓発に努めていきたいと考えております。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 市長及び教育長から交通事故対策についてお話をいただきました。私もそれは理解をしているつもりなのですが、でもやっぱり事故は起きてしまった。先ほど私も話しましたが、市民から事故が起きなければ、警察も行政も動かないという言葉をよく耳にします。それはどうしてだと思われませんか。市長と教育長の見解を求めます。

○副議長（大澤敏彦議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 市民の方から事故が起これなければ、警察も行政も動かないというお話があったとのことですが、行政としては、いわゆる市民の安全安心を守るために最善の努力をしてきているつもりであります。

ただ、先般の事故が起きた場所は本当に踏切のすぐそばでありまして、信号等もつけることができないということで、対応が難しい箇所であったということを言わざるを得ません。しかも、優先道路が明確になっておりますので、要は安全対策というよりは運転者のマナーといえますか、いわゆる交通ルールをしっかりと守っていただくことが最善ではないかと考えております。

行政としては、市民の皆さんの安全安心のための対応は、それぞれの部署において取ってきていると思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○副議長（大澤敏彦議員） 教育長。

○教育長（柴田正人） 保護者から要望、意見を十分に把握するために月1回開催しております校長会を活用しまして、その情報収集に努め、その対策を前向きに講じてまいりたいと考えております。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 情報収集や運転者のマナー向上というお話がありましたけれども、私はこういう言葉があるのには3つの理由があると考えています。要望しても対応してくれない、検討しているのかどうか分からないというのが一つ。要望しても回答がないというのが一つ。そして3つ目に、事後対応しかしてくれないというのが一つあります。私は、このような対応が続くと誰も要望しなくなり、第2次平川市長期総合プランに掲げた住み続けたいまちづくりは頓挫していくのではないかと危惧しておりますが、市長の見解をお聞かせください。

○副議長（大澤敏彦議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 先ほど葛西勇人議員から、要望しても対応してくれない、要望し

でも回答してくれない、また、事後対応しかしてくれないというお話でございましたが、市といたしましては、危険箇所等を察知しながらそれぞれの対応をしておるところでございます。

議員御指摘のように住み続けたいまちにはならないのではないかとということでございますが、できる限り誠意を持って対応してきていると思っております。まだ足りないところがありましたら、その件に関しましては、御指摘いただきました箇所に関して対応できるものかどうかをきちんと判断しながら、その上で対応していくことが今後とも安全対策につながるのではないかと思いますし、もっと今以上に住み続けたいまちづくりを前進させていかなければと思っております。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） もちろん私も同じで、やはり住み続けたいまちづくりをしていかなければいけないと思っております。先ほど市長がおっしゃってましたけども、関係部署間においては情報共有をしているというようなことをお話ししていますが、管理表を作っていないということなんです、私は管理表を作ったほうがいいと思うんですけども、いかかでしょうか。

○副議長（大澤敏彦議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） 議員御提案の危険な箇所をどういう事故でどういう状況であったかというものを、今後、警察署から情報を収集した上で公開できるものは公開いたしますし、特にヒヤリ・ハットの場所であったり、物理的には障がいはないんですけども、例えばよく一時停止をしていない箇所であったりという運転者のマナーが悪い場所というものも今後情報として収集して、それを各課で共有したいと考えてございます。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） ここで一つはっきりさせておきたいんですけど、私は車の運転手のマナーをあまりこれからは重視しないほうがいいのではないかと。交通事故対策も、今はICTとかいろんなところでいろんな研究が進んで、対策もかなり充実してきています。やはり、そういったことをきちんと学び、それを交通事故の発生場所に適用していくためには、リスク管理という意味では管理表を作成して、そして、それがどういう危険な状況があるのか。その状況に合わせてどのような対策をしていくのか、そういったものを管理表を作成して、私は管理して運営していくべきだと思います。

ここで、実は先ほどからお話が出ているんですけども、平川市通学路交通安全プログラムというのがあります。これ、私も見させていただきまして、きちんと管理をしている。まさに、私、これ、交通安全対策のバイブルではないかと思うようなことなんです。ただ、ちょっと私不思議なのが、実はヒアリングを受けたときに、この話は一切出てこなかったんです。これは、今話してましたけども、小・中学校ではありますけども、交通安全の危険な場所をきちんと管理して、それを一覧表でホームページで公開しているんです。私はこれが非常に大事だと思っていて、まず聞きたいのは、もちろんこの交通安全プログラムあるいは平川市通学路安全推進会議規約、あると思うんですけど、これはもちろん継続されていると考えてよろしいんですね。

○副議長（大澤敏彦議員） 教育長。

○教育長（柴田正人） この平川市通学路交通安全プログラムは、継続しております。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） それでは、これについてちょっと質問させていただきたいと思います。まず、分かりやすく言うと、平川市通学路安全推進会議規約というものがあります。これは、児童生徒が安全に通学できる通学路を確保するため、関係機関が相互に連携・協同し、継続的に通学路の安全確保に向けた取組を推進することを目的として、教育委員会、建設部、国土交通省、青森県中南地域県民局、黒石警察署が構成員となっていて、会長は教育委員会の学校教育課長、副会長は建設部の建設課長が務めて、推進会議は会長が招集することになっているというふうに書いています。この会議は、毎年実施されているのですか。それとも、事故が起きたときにしか開かないのか教えてください。

○副議長（大澤敏彦議員） 教育長。

○教育長（柴田正人） 残念ながら、毎年開催しておりません。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） それでは、具体的に直近ではいつ開催されたのかお知らせください。

○副議長（大澤敏彦議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（對馬謙二） 平成27年度に開催されております。5年に1度開催する予定であることから、今年度中に開催する予定でありました。今後状況を見て開催していきたいと考えています。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 今回の回答は少し間違ってます、5年に1度開催されるとは書いてなくて、5年に1度合同点検を行うと書いてあります。ですので、ここはちょっと違うと私は思います。この安全プログラムを見ますと、先ほど話があったように定期的な合同点検をします。市内の小・中学校において、およそ5年に1度の合同点検を実施します。点検する人は、小・中学校ごとに学校、教育委員会、道路管理者、警察、PTA及び地域の実情に応じて参加する合同点検を実施しますと書いています。資料を見ますと、平成24年8月1日から11月に合同点検を実施したとありました。その5年後の平成29年に合同点検を実施されたのか、それとも今年するのか教えてください。

○副議長（大澤敏彦議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（對馬謙二） 今年度を実施する予定でございます。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 今年されるということですのでよろしいですね。分かりました。このプログラムにおいて、保護者などから多くの危険箇所の情報が寄せられてきていると思います。私が資料1で挙げたとおり、そういったフローで上がってくると思うんですけども、危険箇所をどのように特定あるいは選定をされるのか、その流れを教えてください。

○副議長（大澤敏彦議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（對馬謙二） まず、危険箇所、対策箇所にもなるんですけども、この部分については、各学校で毎年点検・確認しております。というのは、当然新入学児童がいるものですから、通学路という部分も当然毎年変わってきます。したがって

て、時期的には4月当初にやっている学校もあれば、遅れてやっている学校もあるんですけども、ほぼ4月には行っています。そこに合わせて各学校では、危険箇所、対策箇所というものを実施状況で毎年行っております。その部分についても、学校教育課に資料として上がってきてますので、それを受けて確認しながら早急に対策するものと通学路に危険が待機されている場所ということで把握して、状況を確認しております。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） ということは、私が実はヒアリングをしたときに資料1の危険箇所情報連絡及び対策依頼というのは、ほぼほぼ上がってこないというふうに伺ったんです。きちんと上がってきているということで理解してよろしいでしょうか。

○副議長（大澤敏彦議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（對馬謙二） 葛西勇人議員御指摘の事故があった場所なんですけども、そこについても危険箇所のマップという部分で、内容については学校で確認されております。ただ、そのマップの確認についても、学校教育課にも上がってきておりますので、危険箇所ということで学校からは上がってきております。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） すなわち私が資料1で掲げたこの小・中学校の場合というフローは、きちんとできているということなんですよね。そういう意味では。私はそういうふうに認識していました。

このプログラムなんですけども、令和2年度の平川市の教育要覧見ましたけど、記載されてませんでした。どうして記載してないんですか。

○副議長（大澤敏彦議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（對馬謙二） ホームページに記載しておりましたので、平川市の教育要覧には記載はされていないという状況でございます。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 私は要覧にも載せたほうがいいのではないかとというふうに思いますが、とりあえずそれは検討していただきたいと思います。

この安全プログラムに戻りますと、対策効果の把握において、合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がったかどうか、児童生徒等が安全になったと感じているかを確認するため、アンケート実施など、通学路安全推進会議において対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果について把握しますとあります。今までアンケートを実施したことはありますか。お知らせください。

○副議長（大澤敏彦議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（對馬謙二） 申し訳ありません。そのアンケートの実施については確認させてましたので、後ほど回答したいと思います。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） また、安全プログラムでは、箇所一覧表の公表ということで、要は小学校ではありますけれども、現在、ホームページに平川市の通学路対策箇所一覧表というものが、実は出ております。非常に具体的な内容になってまして、私はすごくこれはいいと思っていますが、公表されているんですけど、ちょっと内容を見ますと平成27年頃に作成されたものではないか。それ以降、更新されていないのではないかと思

ってるんですが、その事実関係を教えてください。

○副議長（大澤敏彦議員） 教育長。

○教育長（柴田正人） 葛西勇人議員御指摘のとおりであります。平成27年のときに、各箇所を検査したその結果を公表しているということで、今年度5年に1回の合同点検を実施したいと考えております。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） この中に中学校が掲載されていないんです。恐らく先ほど話がありましたとおり、1年度ごとに多分小・中学校から情報が上がってきてると思うんです。それであれば、私はこの一覧表に中学校も記載して、それも公表していくべきではないかと思いますが、いかが思われますでしょうか。

○副議長（大澤敏彦議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（對馬謙二） 御指摘のとおりですが、まず、中学校においては各小学校の通学路とほぼ同じ状況になっています。ただ、中学校まで、小学校に行く以外の所の、逆に新しく中学校に向かう通学路に関しては入っていませんでしたので、そこについては前向きに検討して、改めて一覧表に対策箇所というところで検討してまいりたいと考えます。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） この一覧表は、私の要望としては1年ごとに更新していくべきではないのか。5年後というのはちょっと長すぎるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○副議長（大澤敏彦議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（對馬謙二） 改めて検討させていただきます。5年というのは当然長いと私も感じておりますので、毎年がいいのか複数年がいいのかということも併せて検討していきたいと考えます。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 先ほど教育委員会事務局長から、先ほど私がちょっと述べましたけれど、平川市内の某市道十字路交差点は、要は把握していたというような話がありました。これが一覧表に載っていれば、もしかしたら事故は起きなかったのではないかと私は思うんですけども、それは今言ってもしょうがないんですが、できれば中学校の対策箇所一覧表を早急に出してもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○副議長（大澤敏彦議員） 教育長。

○教育長（柴田正人） 葛西勇人議員の御指摘でありますけれど、某中学校の安全マップではこの箇所は十分認識しておりまして、春それからこれまでの交通安全教室でヒヤリ・ハットの箇所であるということで、安全指導の充実に努めていることをお伝えしておきたいと思っております。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） なので、一覧表に記載して提出してほしいって言うんです。対策まではいりませんので、通学路の状況、危険の内容というところがありますので、そこまで入れていただければいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○副議長（大澤敏彦議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（對馬謙二） 検討させていただきます。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 実は、リスク管理というもの、非常に平川市は課題だと思っ
ていまして、そのリスク管理をしていく上で、この交通安全プログラムは非常に私はい
い取組だと思っています。

市長にお話ししたいと思うんですけど、この平川市通学路交通安全プログラムを発展
させて、当市全体として平川市交通安全プログラムというものを策定したらいかかと思
うんです。というのは、実はまちづくり懇談会に行くと、結構交通安全に関する危険
箇所の指摘があります。そういった所についてどう管理しているのか。先ほど言ったよ
うに管理表を作成してないって言ってますけど、私はこのプログラムのような仕組みを
つくったほうが今後の交通安全推進につながるのではないかと思います、見解を求め
ます。

○副議長（大澤敏彦議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 葛西勇人議員から、いわゆる学校の通学路交通安全プログラムの
ようなものを市全体としてつくったらいかがという御提案でございます。御意見を参考
にさせていただきながら、市民の安全安心を確保できるものであれば前向きに考えたい
と思います。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 次に、1の②のほうに入ります。この某市道十字路交差点の
話です。先ほど、市長からはやっぱりマナーというお話があったんですが、私としては
やっぱりリスク管理として、まず原因を想定した上でそれぞれの対策を検討していくこ
とが大事ではないのかと思います。

例えば、この交差点での危険内容は、一時停止をしないことが問題となるわけです。
その原因としては、先ほど述べたとおり、優先道路の車がすいたときに走り抜けよう
とする無理な場合がございます。その対策としては、信号機の設置、無理だという話もあ
りましたけど、設置やあるいは交通安全協会の方やPTAの方などに立たせるなどして
交通整理をさせることが必要になるのではないかと思います。

また、スマホいじりなどの脇見運転、居眠り運転などの場合は、道路の一部を隆起さ
せ、通過する車両に上下の振動を及ぼすことで運転者に減速を促すハンプを設置するこ
とが主な対策になるのではないかと思います。スピード違反者には、道路に色を塗った
り、車線分離標すなわちオレンジなどのポールを立てるなどして、運転者に心理的圧迫
を与えて減速を促す対策があると思います。そのほかには、通勤・通学時間帯は道路を
走行させないようにする規制もありますし、あるいはゾーン30という指定等の交通規制
をかけるなどの対策があります。

運転者が気絶などで意識を失ったり、高齢者によるアクセルの踏み間違いなどに対し
ては、現状では道路での対策は難しいので自動ブレーキ機能のついた車への買換え推進
をしていったり、あるいは当市から国や自動車メーカーに車の機能改善などの要望を出
すなどの対策もあると考えます。

とにかく具体的な対策をするには、今回はやはり平川市通学路交通安全プログラムに
従って、まず、合同点検を実施すべきだと思います。私も青森県警交通部に問合せした

ところ、いつでも合同点検に参加する用意があるという話でございました。これについて市長の見解をお聞かせください。

○副議長（大澤敏彦議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 交通安全プログラムに従っての合同点検が必要というような御指摘でございますが、今後、青森県警とも相談しながら必要に応じて対応をしてまいりたいと思います。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 先ほど私が言いましたとおりの対策をぜひとも検討して、これからにつなげていただきたいと思います。ハンプを設置することが、私としてはいいと思ったりするんですけど、その辺のところはぜひとも御検討していただきたいと思います。

1の③に移ります。交通指導隊の役割については、先ほど御回答がありましたけども、やはり必要性はあるということだと思います。しかしながら、平成30年度平川市交通安全協会定時総会資料における平成29年度事業報告を見ますと、交通指導隊の活動は、イベントの交通整理しかしていないのが現状なんです。私は、先ほどの交通事故事例のように交通事故発生の危険箇所には派遣して、交通整理等に当たらせればよいと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

○副議長（大澤敏彦議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） 交通指導隊につきましては、交通安全協会に属している団体でございますので、市とは連携はしてございますが、市からその場所に行けとは申し上げられませんので、今後、協会と協議しながら、そのような箇所の巡回指導もしくはそういった交通整理をお願いできないかということをお願いしたいと思います。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） あと、交通指導隊の成り手が少ないということがあって、総務部長から今後検討するというお話だったんですけど、先ほど話があって、1万1,000円くらいでしたっけ。何かお金が出るっていうふうに言ってましたけども、交通指導隊の人に聞くとお金はもらってないというのがあって、どっちが正解なのか分からないんですけど、後で調べてもらいたいと思うんですけど、私としてはやっぱり指導隊、これからもこういう危険箇所の対策のために、信号機がつけられないとかそういったところには、やっぱりこういう指導隊を派遣していかなければならないと思っています。そのために、できればやはりこういう危険箇所に立ってもらおうというような、要は任務を追加することで補助金をアップして、何とか日当などそういったものを支給してほしいんですけども、総務部長の見解を求めます。

○副議長（大澤敏彦議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） 以前、交通指導員は緑のおばさんとかって、過去においてはそういった制度もありましたけども、現在はそういうものがなくて、あくまでもボランティアにお任せしているのが現状でございます。議員からお話ありましたとおり、そういった危険箇所に積極的に巡視するとか指導するとかっていうふうな活動が、もしかしたら、協会の中でそういったものを対応してもいいというのであれば、また市も応援したいと考えてございます。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 2. ごみのポイ捨て防止対策についてなんですが、もちろん先ほど話したようにいろいろな法律があって、罰則規定が設けられていることは確かなんですが、私としてやっぱり平川市民にモラルを求めたい。モラルのある人は結構いるんですが、一部モラルのない人っていて、それが常習化しているんです。そういう人のためにはやっぱり罰則規定を設けた条例を制定すべきではないかと思っていました。新たに設けなくても、今おっしゃられてましたけど、平川市環境保全条例を改正して罰則規定を設ければいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○副議長（大澤敏彦議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（一戸昭彦） 罰則規定についてですけども、御紹介させていただきま

すけども、まず、このポイ捨て自体が既に法律違反となっております。実際に具体的な例でいいますと、例えばたばこ1本捨てた場合、これは廃棄物処理及び清掃に関する法律で、罰金でいえば1,000万円以下の罰金となります。例えば側溝とかにたばこ1本捨てた場合でも、これは軽犯罪法違反で、これもまた罰金でいえば1万円未満の罰金となります。例えば車からポイ捨てでたばこを捨てたとなれば、こちらは道路交通法違反で5万円以下の罰金。川に例えばたばこを捨てた場合、こちらは河川法施行令違反ということで20万円以下の罰金と、もうこれで既にポイ捨て自体が罰金を伴う法律違反となっておりますので、考え方としては、罰則を設けるというのは一つの考えではございますが、やはりこのポイ捨てという行為が、社会生活を送る上での一般的な決まり事、守るべき秩序に関わるもので、いわゆる個人の倫理的な問題が一番重要なものであると考えておりますので、例えば今年コロナウイルス感染予防で市民一斉大清掃とかも中止になったわけですけども、こういった環境活動とか参加することで得られる意識づけとか、こういったふうにすれば町会の清掃活動とか参加していただけるのかとかそういった課題はあるんですけど、そういった意識づけを重要視して、そちらでも対策を取っていきたいと考えております。

○副議長（大澤敏彦議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） もちろんそうなんですけど、やっぱり捨ててる人はいるし常習化してるんです。要は一般の健全な市民ではないんです。ですので、やっぱりそういった人達を規制するためにも、私は罰則規定を設けていくべきではないのか。調べますと1,000円から2万円など、そういった罰則規定を設けている自治体もありますので、ぜひともそういった所を参考にして対応していただければと思います。

行政のデジタル化については、時間がないので省略をします。

最後に、昨日の一般質問において石田隆芳議員もおっしゃっていましたが、子供たちはやっぱり次の平川市を担う宝であるということは、私もそのように考えています。何とか早急に市内小・中学校の通学路における危険箇所を関係者でもう一度合同点検をしていただいて、もう一度その対策をしっかりと取ってもらいたいということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（大澤敏彦議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（對馬謙二） 先ほど答弁できなかった部分で、アンケートの有無でございませうけれども、アンケートは実施しておりませんでした。

○副議長（大澤敏彦議員） 1番、葛西勇人議員の一般質問は終了しました。

午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○副議長（大澤敏彦議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第8席、14番、齋藤 剛議員の一般質問を行います。

齋藤 剛議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

齋藤 剛議員、質問席へ移動願います。

（齋藤 剛議員、質問席へ移動）

○副議長（大澤敏彦議員） 齋藤 剛議員の一般質問を許可します。

○14番（齋藤 剛議員） 8席、14番、齋藤 剛であります。

私の質問は、非常に簡潔な質問だと思います。そしてまた、選挙管理委員会委員長にもこの制度やめながと言う権利もありませんし、ただ、自分は私の支持者、友達等に何意味あるのって聞かれても、私もはっきり答えることができませんでした。したがって、勉強するつもりで一般質問を行います。

1. 最高裁判所裁判官国民審査について、最高裁判所裁判官の国民審査を行うに当たり、大方の国民は投票所に足を運び、対象となる裁判官の名前を初めて知るのでしょうか。また、その審査結果がきちんと公表されているのかどうか不明であります。審査対象となる裁判官の経歴等や国民審査の結果が、どのようにして周知されているのかお知らせください。

また、今まで何回くらい行われていたのか、何人くらい罷免となったのか、国民審査において適当にバツ印を付されて罷免となった場合、職を辞した裁判官は、その後、高等裁判所もしくは地方裁判所等の裁判官になるのかお尋ねいたします。

○副議長（大澤敏彦議員） 選挙管理委員会委員長、答弁願います。

○選挙管理委員会委員長（大川武憲） 最高裁判所裁判官の国民審査については、日本国憲法第79条に規定されており、既に任命されている最高裁判所の裁判官が、その職責にふさわしいかどうかを国民が審査する解職の制度であり、国民主権の観点から重要な意義を持つものです。審査の期日につきましては、各裁判官につき、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に行うこととされております。また、最初の審査の期日から10年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日にさらに審査を行い、その後もまた同様とするとされております。

次に、市民への周知についてでございますが、国民審査が行われることについては、衆議院議員総選挙のお知らせと同時に、広報やチラシ等により毎戸にお知らせしております。また、国民審査に付される裁判官の氏名、生年月日、経歴、最高裁判所において関与した主要な裁判等を掲載した審査公報を衆議院議員総選挙の選挙公報と一緒に各世帯に配付しております。

なお、国民審査の結果は官報に掲載されるほか、衆議院議員総選挙の開票結果に合わせ総務省や県のホームページ等でも公表されておりますが、今後は市のホームページに

おいても公表してまいります。

これまでに実際に罷免された最高裁判所裁判官はおりませんが、審査に付される裁判官にとっては、そこに込められた民意を感じ取るきっかけになるものと思います。選挙管理委員会といたしましては、引き続き最高裁判所裁判官国民審査投票の啓発に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（大澤敏彦議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） そうすれば大体24回かと思われかもしれませんが、私たち議員として、はっきり当選するか、次点になるか、落選するかということがございます。でも、この最高裁判官の審査というのはほとんど落選に値する人がいないということは、国民の審査を受けたという形でございますけれども、当選、落選じゃないんだけど、そうやって審議の対象となるというのは無条件になってるという感じがしますけれども、こういうのって本当に意味あるんだべがって感じるんだ。それは審査さいねばまいねはんてって言われでるはんで、それは意義はあると思うけども、例えば今から三十年、四十年、七十年ぐらい前からこういう最高裁の審査が行われて、いまだかつて落選した人じゃなくて罷免された人がゼロっちゃうことは、これって意味あるのか意味ないのかって感じますけども、もう一度その辺お願いいたします。

○副議長（大澤敏彦議員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐藤 崇） 先ほどの選挙管理委員会委員長の答弁にもございましたとおり、この制度は内閣が任命した最高裁判所裁判官がその職責にふさわしいかどうかを国民が審査する、言わば国民が解職させることのできる制度であります。その結果として、これまでに解職となった裁判官はいないものであり、制度としては意義のあるものであると考えております。

○副議長（大澤敏彦議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） よく分かったような感じであります。でも、制度ですから、日本の国家で定めた三権分立の司法・立法・行政の中の確立したものでございますので、これしか審議のすべがないのかと理解して、この質問は終わらせていただきます。

次の質問に入ります。2. 東部地区の投票についてお尋ねいたします。

温川及び大木平地区では投票日の前日に期日前投票を行っており、当日は投票できないと認識しています。また、そのことを知らない市民もいると聞いて、それぞれの地区の住民にとって、投票日当日以外どのような投票の方法があるのか。そして、そのことがきちんと周知されているのかをお尋ねいたします。

○副議長（大澤敏彦議員） 選挙管理委員会委員長、答弁願います。

○選挙管理委員会委員長（大川武憲） 東部地区の投票についての御質問にお答えをいたします。

まず、東部地区の温川、大木平地区においては、投票日前日の期日前投票を行っております。当該地域は、公職選挙法第48条の2第1項第4号に定める期日前投票を行うことができる交通至難の地域として、同法施行規則に定められている地域であり、平賀町時代から住民の投票の便宜を図るため、本来の投票日の前日に地域と時間を限定して期日前投票所を開設しているものであります。

これらの地域以外の期日前投票所に関しましては、市役所本庁舎、尾上総合支所、碓

ヶ関公民館、葛川支所及びイオンタウン平賀に設けており、各施設において期日前投票を行うことができます。

このほか、諸事情により期日前投票所までの移動が困難な方を対象とした移動支援も平成29年度から導入しております。

以上のように投票日当日以外にも様々な投票の機会を設けておりますが、いずれもあくまで期日前投票でありますので、当日はお住まいの投票区投票所あるいは共通投票所にて投票することになります。なお、これらの情報については選挙ごとに毎戸チラシを配付し、市民への周知に努めております。

今後も市民の投票に関する利便性向上のため検討を重ねてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○副議長（大澤敏彦議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） ただいま、平賀町時代の話も出ました。交通至難とも言われておりました。私、小国出身でございますけれども、小国も非常に投票時間が短縮されています。なぜかって言えば、開票所に来るに当たって時間がかかるということが、昭和30年、小野清勝町長時代から言われているわけです。そして、温川、大木平地区等につきましては、前日に役所の職員が2名もしくは3名程お邪魔して、その町会長の、その頃は町会長じゃなくて部落長でございましたけれど、そのうちに泊まって、ウサギの肉食ったりして泊まって、次の日の投票に向けて、そして歩いて来たもんです。気の利いた人は馬で運んだりも、投票箱運んだり、そういう昔がありました。そのときは交通至難と言われてもよいと思います。でも、今の御時世、あれから六十七、八年暮らしましたが、車で来れば多くて1時間。信号通ってない所をある程度通って来れば、50分くらいで開票所に着きます。そういうところで、何で当日に投票できないのか。本当にその地区の人たちばかりではなく、選挙する人も明日よろしくお願ひしますと言ったけども、連呼していったけれども、わんだぢっきゃ投票終わっただってという感じになる。今ここにいらっしゃる議員の皆さんも、あ、んだだと初めて気がつく人もあるかもしれませんので、その辺、もしできたらみんなと同じく。繰上げの時間はやむを得ないかもしれませんが、そういう形でやっていただければと思っています。

確かに、内山久人前選挙管理委員会委員長の際、イオンタウン平賀に意外と全国で3番目くらいに早くあそこに投票所を造って、いつでも投票してくださいというようなやり方をつくったり、小国つばくら地区にポスター掲示場2つあるから、あれ寄せてくださいって、そして昭和平地区の方に1つないから、そっちに移動してくださいったときも、はいとすぐ簡単に看板の移動をしていただきました。今の選挙管理委員会委員長もやる気十分でございますので、当日の投票にさせていただけるものもある程度期待できるのではないかと、私、大川武憲選挙管理委員会委員長にも期待しています。

したがって、例えばですけど、選挙管理委員会事務局長答えるかもしれませんが、昔の話はさておいて、今の御時世1時間で来れるので短縮した、時間の短縮の交通至難という言い方も変ですけども、できると思いますのでその辺どう思いますでしょうか。いま一度お知らせください。

○副議長（大澤敏彦議員） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（大川武憲） 温川、大木平地区におかれまして、交通至難の

地域という捉え方が非常に引かかるじゃないかと私は受けたんですが、ただ、当該地域は先ほども述べましたように公職選挙法第48条の2第1項第4号に定められておりますので、本市としてはこの公職選挙法にのっとるしかないというのが一つと、それから今現在はほかにも期日前投票がございますので、期日前投票、前日投票、当日投票と非常に便宜を図っていますので、住民にとっては非常に喜ばしいことではないかと私はそう思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○副議長（大澤敏彦議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） こいだば、当分何ぼしゃべっても無理と感じています。これは決まりつてすのあるんだはんで、その決まり守にやまねのもルールに従っている我々でございますので、もし機会ありましたら何かの形で何かを改良するような形で、その交通至難のところを削除してくれれば、距離は短くなりませんので、その辺も何かの形でよろしく願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

○副議長（大澤敏彦議員） 14番、齋藤 剛議員の一般質問は終了しました。

第9席、3番、中畑一二美議員の一般質問を行います。

中畑一二美議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

中畑一二美議員、質問席へ移動願います。

（中畑一二美議員、質問席へ移動）

○副議長（大澤敏彦議員） 中畑一二美議員の一般質問を許可します。

○3番（中畑一二美議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきました第9席、議席番号3番、公明党の中畑一二美でございます。

いまだに続いているコロナ禍における感染症対策、そして異常気象による自然災害の増加に対する避難所対策等、まだまだ深刻な状況が続きます。ここは知恵を出し合い、この困難を乗り越えていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

今回は3つの項目について質問をさせていただきます。

まずは1. 防災・減災についてであります。

初当選をさせていただき、早いものでちょうど1年たちましたが、初めて質問したのもこの防災・減災についてでありました。

今から25年前の平成7年1月17日に起きました阪神淡路大震災を経験した、兵庫県西宮市で開発された災害対応のシステムを、全自治体で使えるように汎用化した被災者支援システムというものがあります。これは地方公共団体情報システム機構より無償で提供されております。このシステムは災害対応のほか、定額給付金支給業務にも対応しており、このシステムを利用していち早く定額給付金業務を行った自治体もあると聞いております。

このような無料ではほかの業務にも対応できるシステムがあるにもかかわらず、本市では導入していないと聞いておりますが、このシステムを導入し被災者支援に生かせないものかどうか、市長の見解をお伺いいたします。

○副議長（大澤敏彦議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 中畑一二美議員御質問の防災・減災についての被災者支援システムについてお答えをいたします。

議員御提案の被災者支援システムについては、地方公共団体情報システム機構が無料

で公開している被災者台帳の作成や、罹災証明書の発行などの災害時における業務を支援するシステムであり、自治体でも利用実績のあるソフトであると伺っております。当市としましても、災害発生時における各種手続の実施には、システムの導入も検討しなければならないと考えているところであります。

この被災者支援システムにつきましては、ソフトは無料とのことではありますが、実際に導入した場合にはシステム構築、データ移管、個人情報保護の取扱いなど運用には様々な課題や、それに伴う経費が発生するものと想定されます。

現在、当該システム使用に必要なライセンスを申請、取得し、デモシステムを使用した検証を行っているところでありますが、他のシステムとも比較しながら、市として最良の方法を研究してまいりたいと考えております。

○副議長（大澤敏彦議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） ただいま御答弁いただきましたけれども、導入に向けて前向きに考えているということでございます。

幸いにも当市では、大きな災害がここ数年起きてはおりませんが、毎年気温が上がる異常気象で、今までは考えられない百年に一度と言われるような災害も頻発しており、当市においても予測できない事態に見舞われるかもしれません。

この被災者支援システムは、当初は約200団体が導入した。しかし、実際運用した団体はその4分の1程度だったそうであります。しかし、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災により、危機管理意識が一気に高揚してシステム導入要望が激増するとともに、被災地への導入も進み、現在では約1,000団体を超えるそうであります。最新の被災者支援システムは、地理情報システムであるGISをセットすることにより、迅速、確実な調査と、罹災証明書を即時発行することが可能となり、被災者の早期支援を図ることができるそうであります。

現在県内では、7市5町の自治体で採用しておりますけれども、私がヒアリングしたときは、この中の被災者支援システムというのは、住民基本台帳をベースにして、いろんなシステムがあるんですけれども、その中でも当市においては福祉課で避難行動要支援者管理システム、要するに要支援者のためのシステム、これだけが残っていたわけであります。しかし、そのほかにも避難所関連システム、それから仮設住宅管理システム、そのほか緊急物資管理システムとかいろいろございますので、ぜひとも早急にそのシステムを導入していただければと思っております。

いずれも危機管理下における被災者支援システムを基盤として、真の住民のための危機管理対応が実践できれば、被災者支援業務が迅速、確実に履行されるということでございますので、備えあれば憂いなしであります。市民の安全のために、何が最適な選択なのかを考えていただきたいと思います。このように思います。

○副議長（大澤敏彦議員） 中畑一二美議員の一般質問の途中ではありますが、昼食等のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時01分 再開

○議長（福士 稔議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） それでは、午前に引き続き質問をさせていただきます。

2. 新型コロナウイルス感染症対策について質問をいたします。

①施策の実績及び進捗状況について質問をいたします。

今まで第1次、第2次補正予算で行ってきました次の5つの施策について、完了したものは実績を、また現在実施中のものについては進捗状況をお知らせいただきたいと思っております。1つ目が市内事業者緊急支援事業。2つ目として市内事業所クラスター感染予防対策事業。3つ目として雇用創出支援事業、農家の支援です。それから4つ目がプレミアム飲食・交通券発行事業。それから5つ目としまして元気ひらかわ！旅行券事業、この5つに関して答弁をお願いいたします。

続きまして、②保育所、幼稚園及び認定こども園に対する支援についてであります。

最近よく耳にするエッセンシャルワーカー、我々の暮らしを支えるために働く必要不可欠な人たちという意味でありますけれども、このエッセンシャルワーカーと言われている代表的な職種として7つの職種がございます。まず1つ目が医療従事者。2つ目がスーパー、コンビニ、ドラッグストアの店員。3つ目が介護従事者、保育士。4つ目が自治体職員。5つ目がバス、電車の運転士。6つ目が郵便配達員、トラック運転手。7つ目がごみ収集員となっております。この中でもフィジカルディスタンスを取れない職種がございます。1の医療従事者、それから3の介護従事者、保育士の2つの職種であります。

政府の対応としましては、厚生労働省が6月16日に、医療従事者に対しては最大20万円を慰労金として給付する、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等慰労金給付事業を発表。同じく6月19日には、介護福祉士をはじめとした介護サービスに従事する職員に対して最大20万円を慰労金として給付する、介護・障がい福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策緊急包括支援事業も発表されました。この慰労金に関しましては、2020年度第2次補正予算案で拡充された都道府県向けの緊急包括支援給付金から支給されることが決定しております。平川市では、感染者が発生しておりませんので対象者は1人5万円の支給となります。

しかしながら、手をつないだり抱き上げたりして、子供との身体的接触を避けることが難しい保育士等の保育従事者に対する慰労金が、子供の重症化リスクが高くないという厚生労働省の理由で対象から外されてしまいました。小学校が休校措置を取っていた時期に休業することも許されず、限られたスペースの中で小学校よりも密な状況の中で、感染リスクを抱えながら働いてこられました。

こういった状況を受けて、保育士等の保育従事者に対する独自の慰労金を支給する自治体が全国で増えております。山形県では保育所、放課後児童クラブ、幼稚園、児童養護施設などで働く方に1人5万円を支給。また、岡山県倉敷市でも保育士らに1人5万円の支給を決定しております。

青森県内では、まだ保育士等に慰労金を支給している自治体はございませんが、子育てしやすさナンバーワンのまちを掲げる本市としましては、ぜひとも子育て家庭とその子供たちを保育する方たちに敬意を表しまして、慰労金をぜひ支給していただきたい。

このように考えています。これも市長の見解をお願いいたします。

また、保育所、幼稚園及び認定こども園に対し、令和元年度と令和2年度にそれぞれ50万円ずつ、合計で100万円の支援を行っております。衛生用品などの購入を想定しての支援だと思えますけれども、定員数の多い園によっては、やはりサーマルカメラが必要だということで設置しているところもあります。しかし、御存じのとおりサーマルカメラは高額なため、100万円とは別にサーマルカメラの購入に対して補助できないものかと思っております。ちなみに三沢市では、100台のタブレット型サーマルカメラをいち早く購入をし、全小・中学校と全保育園に配付しております。当市でも全保育園に配付できれば申し分ありませんが、中には必要がないと思っている園もあると聞いておりますので、配付ではなく購入した園に対し補助をすることができないものか。こちらも市長の見解をお伺いいたします。

次に、③避難所の3密対策についてであります。

つい先日も、台風10号に備えて九州各地の避難所では多くの住民が殺到したそうであり、新型コロナウイルス感染症対策で、個々の避難所の収容人数を減らしていた各自治体は、事前に避難所の数を増やしていたそうではありますが、それでも入り切れない避難者が続出したそうであり、急遽避難所を追加するなどの対応に追われて、コロナ禍での避難所運営の難しさが浮き彫りになったと報道されておりました。

コロナ禍の今、災害時に多くの地域住民が集まる避難所で課題となっている感染症対策であります。当市では以前確認したところ、避難所運営マニュアルの感染症対応版を作成中とのことでありました。当市の避難所運営における3密対策をどのように考えているのか。また、今回各種資機材を購入する予定となっておりますが、どのような活用を検討しているのか、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（福土 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 中畑一二美議員御質問の新型コロナウイルス感染症対策についての3点の質問のうち、私からは新型コロナウイルス感染症対策についての、②保育所、幼稚園及び認定こども園に対する支援についてお答えをいたします。

まず、慰労金の支給についてですが、議員御指摘のとおり、保育所、幼稚園及び認定こども園は小学校が臨時休業となった場合においても、国からの通知によって原則開園するよう求められております。また、保育士や幼稚園教諭は3密を避けることができない状況にあり、心身の負担が増していることから、保育所、幼稚園及び認定こども園などの児童福祉施設等の職員についても、労をねぎらいモチベーションを維持するため、子育てしやすさナンバーワンを目指す当市としては、市独自の慰労金を支給し施設運営の維持を図りたいと考えております。

次に、サーマルカメラの購入に対しての補助についてですが、感染拡大防止策に係るサーマルカメラなど備品の購入に活用できる児童福祉施設感染症対策事業補助金で、対応していただきたいと考えております。このほかにも、市内事業所クラスター感染予防対策事業も活用できますので、これらの補助金を活用し購入していただきたいと考えております。

その他の施策の実施状況及び進捗状況について、並びに避難所の3密対策については、それぞれ担当部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） 私からは、新型コロナウイルス感染症対策事業の実績及び進捗状況についてお答えをいたします。

まず、市内事業者緊急支援事業は、6月30日で受付を終了し、申請件数は375件、交付金額は4,150万円となりました。

市内事業所クラスター感染予防対策事業は、実施期間を令和3年2月26日までとしており、9月4日現在の件数は40件、交付金額は449万9,000円となっています。

雇用創出支援事業は、実施期間を11月30日までとしており、9月4日現在のマッチング件数は28件、補助金額は38万2,000円となっています。

プレミアム飲食・交通券発行事業は、販売予定期間を10月30日までとしており、目標販売数2万冊のうち、9月4日現在で6,314冊の販売状況となっています。

元気ひらかわ！旅行券事業は、令和3年2月28日までの実施期間で、3,000泊分を用意しておりますが、9月4日現在、予約を含めて2,693泊分が利用されています。

○議長（福士 稔議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） 私からは、避難所運営における3密対策についてお答えいたします。

これまでは体育館などの避難所を開設した際、1人当たり4平方メートルのスペースを確保することとされておりました。しかし、今回の新型コロナウイルス感染症対策における避難所運営については、1人当たり4平方メートルのスペースを確保するとともに、全ての方向に1メートルから2メートルの間隔をさらに空けることにより、避難者の密集、密接を避けることとされております。

各避難所につきましては、これまで想定した避難者数の約半分程度の受入れとなりますが、避難所の開設数を増やすことで対応していきたいと考えております。また、各避難所の収容人数を少なくし、マスクの着用や十分な換気を行うことにより、密閉された空間でのウイルスの蔓延の防止を図ってまいりたいと考えております。

なお、資機材については非接触型体温計、消毒液、段ボールベッド、パーティションなどの購入を予定しており、ひらかわドリームアリーナをはじめとした小・中学校などの避難所に備蓄する予定であります。これら資機材については、受付での要リスク者の判別や避難所生活内でのウイルス蔓延の予防、また避難者のプライバシー配慮に活用するものであります。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） ①の施策について再質問をさせていただきます。

まずは、市内事業者緊急支援事業でありますけれどもトータルで375件、たしか6,000万円の予算に対しまして、4,150万円の実績ということでございましたが、この内訳として個人と法人の件数及びどのような業種が多かったのか。それからもう一つのクラスター感染予防対策事業の内訳も併せてお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） まず初めに、市内事業者緊急支援事業の内訳ということでお答えをいたします。

個人事業者313件、1人10万円ということで、金額が3,130万円。法人、従業員数が10

人未満、31件、これも10万円でございます。310万円。同じく法人従業員数が10人から30人未満、20万円の支給ということで22件、440万円。そして法人従業員数が30人以上、9件、30万円でございますので270万円。合わせまして先ほど答弁しましたように375件の交付額が4,150万円ということでございます。

続きまして、対象となった人数ということですが、まず個人事業主、1番はやはり飲食業関係ということで77件となっております。次が農業関係、これは当初この事業を始めるに当たりまして、3月、4月の対前年度比売上げということで実施しました。ところが新型コロナウイルス感染症の影響で、どうしても5月の分ということもありまして期間を延ばしました。そのことによって、各直売所に野菜やらを出している方々がここに該当になってきまして、農業者の方が51人ということで2番目ということでございます。次に多かったのが、建設関係43件ということでございます。大工やら設備屋やら、やはり当初予約を受けていた工事が中止あるいは延期になったということでございます。

続きまして法人関係でございます。先ほど言いました従業員数に関係なく見ますと、1位が小売・卸売業ということになっております。9件。そしてまた2位が先ほども出てきました建設関係、7件。そして3位には宿泊業・ホテル業ということで4件ということでございます。

続きまして、市内事業所クラスター感染予防対策事業でございます。これも個人と法人というのございますけれども、1位はやはり飲食業関係、次がサービス業関係、すみません。飲食業が個人で10件、サービス業が個人で4件でございます。あとは大体同じような形ということで、法人でいきますと建設関係が1位ということになってございます。そしてまた、入れた機種というか、何を入れたかということでございますけれども、やはり1番が空気清浄機関係でございます。続きましてテレワークの環境整備、やはり在宅となったことからパソコンやら設備を設置したということで多くなってございます。3番目がやはり飲食関係の亚克力板とか、そういう関係のことで3位になってございます。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 今コロナ禍でも、市内事業所クラスター感染予防対策事業に関しましては、たしか4,000万円の予算に対しまして、今現在非常に進捗状況が芳しくないということでございます。この事業に関しましては、補助率当初2分の1で上限額も10万円から20万円ということでスタートしましたけれども、やはり芳しくないということで、補助率が2分の1から4分の3に拡充。また上限額も個人が20万円、法人が40万円に拡充したということではありますが、私の意見としましては、スクラップ・アンド・ビルドではありませんけれども、やっぱり芳しくないものは思い切って終了して、例えば元気ひらかわ！旅行券事業のような人気のある事業にシフトするとか、あとは弘前市で実施をしておりました、業種を問わずに30万円支援するとか、ばらまきと何か言われているみたいですが、そういったものにシフトしたほうが効果があるのではないかと思います。

そしてまた、現在も進行中でありまして、プレミアム飲食・交通券発行事業も進捗率がまだ30%。予想していたよりも少ない状況かと思っております。どうしても飲食の飲が多くて、食のお店が少ないということでこの食の参加店を増やしていくことも伸ばし

ていく方法かと思えますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） まず、市内事業所クラスター感染予防対策事業でございます。議員御指摘のとおり、先ほど実績を申し述べました。確かに伸びていないということが現実でございます。しかしながら議員も言われましたとおり、8月14日付で拡充しました。先ほど言ったように2分の1から4分の3、そしてまた金額も上げたということから件数は伸びているということと、あとまた先ほど言ったとおり、期間がありますのでできる限り今後も、市内の事業者の皆様方には多く利用いただけるように周知を図ってまいりたいと考えてございます。

2点目のプレミアム飲食・交通券発行事業につきまして、議員御指摘のとおり現在約31.6%という販売の実績となっております。これにつきまして、議員が言われましたとおり現在取り扱っている店の件数が61件、そのうちランチ営業、食ということになると思えますけれども、22件ということになってまして、我々の想定した件数よりも少なくなっております。ただこれに関しましては、委託を受けている商工会でも職員の方が、何とか加盟してくださいということをお願いをして回ったということも聞いてました。ただ議員御指摘のとおり、まだ少ないということも言われましたので、改めてまたこの辺についてはお願いをしてみたいと考えてございました。

そしてまた、市内事業所クラスター感染予防対策事業の予算が残れば違うほうにということでもございました。3点目の元気ひらかわ！旅行券事業、こちらに関しましては先ほども言いましたように、3,000泊に対して残りが307泊ということでもございます。先ほど予算をこちらに回したらどうかということの御意見でありました。ただ我々も新型コロナウイルス感染症対策の予算、経済対策はもちろん必要だと思えますけれども、今後やはり経済対策ももちろんでありますけれども、市民全体を考えたものの政策に使うとか、その辺やはり関係者とも協議しながら対応していきたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 前向きにやっていかなきゃいけないと思います。

続きまして、②保育所、幼稚園及び認定こども園に対する支援についてでありますけれども、子育てしやすさナンバーワンを掲げる当市の市長の英断に、本当に感謝いたします。もし1人当たりの金額が決まっていたら、教えていただけますでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 保育士や保育所、認定こども園等に対する本市独自の慰労金については、市内の保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ、児童館の職員を対象に、1人当たり5万円を支給したいと考えており、現在担当課において事業の詳細を検討しております。支給対象者は約400人と見込んでおり、事業費としては約2,000万円となる見込みであります。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 支給に当たってのお願いなんですけれども、医療・介護の慰労金に関しましては非課税扱いということになっておりますけれども、ぜひ非課税扱いということで税金がかからない形をお願いしたいと思います。

それでは、③避難所の3密対策について再質問をさせていただきます。今回購入する

資機材なんですけれども、いつくらいに全部そろうのかお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） まず、2段階に分けてございまして、ひらかわドリームアリーナの備蓄倉庫に配備する予定の段ボールベッド等については、9月25日を納入予定日としてございます。この9月25日の内訳を申しますとマスク7万枚、それから手袋が2万8,000枚、段ボールベッド400個、防護服200枚、パーティション等々で9月25日を予定しておりまして、その後また発注する予定のものは、各小・中学校、文化センターに配備する計画もございますので、こちらもまた、段ボールベッド450個を含め第2弾ということで発注したいと考えてございます。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） いずれにしても一日も早く資機材を備えて、必要なところへ配備をして、いつ災害が起きてもすぐに対応できるような体制をしっかりと組んでいただきたい、このように思います。

また複合災害、現在の自然災害それから感染症対策の部分で複合災害と言いますけれども、これに備えた避難訓練を実施することが望まれますけれども、その辺考えておりますでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） 避難訓練についてお答えいたします。

今年は今回のコロナ禍により、予定していた時期をちょっと逸した感があるんですけども、一応12月に碓ヶ関地域におきまして、新型コロナウイルス感染症に対応した避難訓練を実施したいと考えてございます。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） いずれにしても実際やってみないと見えない部分、分からない部分当然あるかと思っておりますので、台風、水害がいつやってもおかしくない今の状況でありますので、一日も早い装備をよろしくお願ひしたいと思っております。

8月31日、私ごとであれですけれども今別町の総合体育館において、避難所における感染症防止実証検証というものがございまして、テレビでも放映されましたけれども、これに参加をしましてまいりました。レジリエンスジャパン推進協議会というところで実施したものであります。

なぜ今別町でやったかという理由としては、今別町は人口2,500名程度ということで、今別町は高齢化率が54%だそうであります。今後の日本が抱える地域課題の先進事例として位置づけしている。加えて複合災害である災害、感染症に焦点を当てて、平時からの環境整備などについて、町や民間企業の協力を得ながら町民の健康と不安への対策を重点課題として実施をしたものであります。

これには町民が100名、それから各自治体にも案内を出してみたいで、自治体からも約100名の参加がございました。合わせて200名ぐらいの人員で行いました。この中で20社ほど県内外の企業が参加もされておりました。例えばあおもり藍産業協同組合とか、各種衛生用品とかやっておりますけれども、あとは循環型トイレということで、何か流さなくてもいいトイレがあるということで、そういうのも展示しておりました。それからマクセルという会社ですけれども、非接触型の空中タブレットということで、空中に

画面が浮かんで実際触ってないんですけれども空中でタッチできて相手に電話したり、看護師やドクターに直接つながるとかそういったシステムもございました。それから三菱自動車の電気自動車3台ほどありましたけれども、そこから体育館の電気を全部賄っているというのもやっておりました。私が受付を通ったら、普通のサーマルカメラでやったり質問票やったり、その後に除菌室、オゾン発生装置と言うんですか。クリーンルームというところに入れられまして、除菌だと思っただけなんですけれども、そういった形でいろいろやっておりましたので非常に参考にはなりました。もし今後もこういうのがありましたら、ぜひ本市でも参加させてみてはいかがかと思っただけだったので、一言お知らせいたします。

最後になります、3. 改正社会福祉法に伴う市の困窮者支援についてであります。

本年6月に、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律というものが公布されまして、市町村は住民の複合的な課題に一括対応し、断らない相談体制づくりを進めることとされました。

市の相談窓口は高齢者や障がい者、子育てなど、相談内容に応じて縦割りに分かれています。各課が違う。例えば、高齢化した親がひきこもりの中高年の子供の面倒を見る、いわゆる8050問題。そのほか子育てと介護のダブルケアをしているなど、複合的な課題に悩む人も大変多くあります。生活に疲れて心が弱っている人にとっては、役所に行くことだけでも心身の大きな負担となるため、相談者の立場になって、縦割り行政の弊害により相談者が窓口をたらい回しにされることのないよう、一括対応できる断らない相談体制づくりを早急に構築する必要があると考えますが、市長の見解をお願いいたします。

また、内閣府が2019年に公表した調査では、40歳から64歳でひきこもり状態にある人は、何と全国で61万3,000人と推計されている。当市で把握している8050問題を抱えているひきこもり状態の人数と、その自立に向けた支援策についてもお伺いをいたします。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 中畑一二美議員御質問の改正社会福祉法に伴う市の困窮者支援についてお答えをいたします。

今年6月の社会福祉法等の改正の一つである、一括対応できる断らない相談窓口の体制づくりについてですが、現在当市では介護、障がい、子育て、貧困等の各種相談に対し、それぞれの所管課を中心に、関係各課や社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら対応をしております。これらの関係部署は健康センター内に配置されているため、関係する部署の職員が一緒に話を聞くなどにより、相談者をたらい回しにすることなく一括した相談対応に努めております。

しかし、中畑一二美議員御指摘のとおり、近年では各制度のはざまや課題の複合化、複雑化した相談など対応が難しいケースも増えてきております。今回の社会福祉法の改正では、ひきこもりや介護、貧困などの複合的な課題を抱える世帯の世代や属性にかかわらず、一括して対応する断らない相談窓口の設置が市町村の任意事業として創設され、設置した市町村を国が財政面で支援するものであり、来年4月から施行されます。その詳細についてはまだ示されていないため、今後国の動向を注視しながら、断らない相談窓口の設置について検討してまいりたいと考えております。

8050問題についての御質問については、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（三上裕樹） 私からは、8050問題を抱える世帯と自立に向けた支援についてお答えいたします。

8050問題を抱えている世帯については、現在、高齢者支援をきっかけとして、当市が把握しているケースが15世帯、18人となっています。その自立に向けた支援については、世帯全体を捉えて、ひきこもり状態にある方やその家族からの相談を確実に受け止め、その背景や事情、心情に寄り添いながら継続的な訪問により信頼関係を構築しつつ、精神保健、福祉関係や医療関係とも連携し、地域から孤立させないよう支援を行っております。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 現在、自立支援の相談を社会福祉協議会に委託しているということでもありますけれども、相談を受けた後の取組が非常に重要となっております。

どうしても困難を抱えた人は、社会的に孤立している場合があるため継続的に関わっていく伴走型の支援が、一緒になって走っていくそういった支援が欠かせないと思います。問題がすぐに解決しなくても、すぐそばで寄り添う人がいるだけで生きる希望につながり前に進めるからであります。いずれにしても、深刻な悩みを幾つも抱える人にとっては、心強い支えとなるようしっかりとした体制づくりをお願いしたいと思います。

今回もまた、まだできたばかりで青森県からの通達もなく、市としてもまだ何も決まっていない状況の中で質問となってしまいましたことをおわびいたします。以上で一般質問を終わります。

○議長（福士 稔議員） 3番、中畑一二美議員の一般質問は終了しました。

午後1時55分まで休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（福士 稔議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第10席、5番、工藤貴弘議員の一般質問を行います。

工藤貴弘議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤貴弘議員、質問席へ移動願います。

（工藤貴弘議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 工藤貴弘議員の一般質問を許可します。

○5番（工藤貴弘議員） ただいま議長より一般質問を許されました第10席、議席番号5、誠心会の工藤貴弘です。通告に従い、質問していきますのでよろしくお願いいたします。

1. AI・ICT等を活用したスマート自治体の推進についてお尋ねいたします。

人口減少、少子高齢化社会において労働生産性の衰減、硬直は避け難く、官民間わず喫緊に対処していかなければならない問題であります。総務省では、全国の自治体の約4分の1で人口が半減する2040年を見据えて、自治体戦略2040構想研究会を立ち上げま

した。そこで人口減少下にあっても、持続可能な行政サービスを提供する方策として、AIをはじめとした次世代技術を駆使するスマート自治体の推進を提言しています。この厳しい時代を乗り越えるために、本市でもさらなるスマート自治体の推進が必要であると考え順次質問していきます。

まず、①窓口業務に関することについて、イ．証明書等のデジタル申請の導入についてお尋ねいたします。

スマートシティの実現に向けて精力的に取り組む福島県会津若松市をはじめとして、住民票などの各種証明書を発行する際、タブレット端末を窓口を設置する自治体があります。このタブレット端末による申請では職員付添いの下、その指示に従いながら画面を指でなぞり、最後に署名をするだけで手続が完了することから、来訪者の記入の負担軽減につながっています。特に、高齢者や障がい者の方たちにとっては、申請手続が容易となり、同市が実施した市民満足度調査では、市民サービスに対する満足度が向上したとのことです。市民の高齢化が急速に進展する本市においても、同様のサービスを導入することで市民生活の向上が期待できると考えますが市の見解をお示してください。

次に、ロ．キャッシュレス決済の導入についてお尋ねいたします。

証明書等の発行に際し、窓口でキャッシュレス決済を導入する自治体が全国的に増加しつつあります。支払いの選択肢が増えることから市民サービスの向上はもとより、窓口での現金のやり取りが不要となるため、金銭の過不足が発生することもなく事務の効率化が実現できます。さらに、キャッシュレスにより人や物との接触が減ることから、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う社会情勢ともマッチし、実際に北海道芦別市では感染防止対策の一環として導入を決断しました。本市でも、窓口におけるキャッシュレス決済を導入する考えはあるのかお知らせください。

次に、②チャットボットの導入についてお尋ねいたします。

チャットボットとは、テキストや音声を通じて会話を自動的に行うプログラムのことです。身近な例としては、スマートフォン等に搭載されている Siri や Google Home が音声認識の代表的なチャットボットです。チャットボットは、これまで主に民間向けのサービスとして提供されてきましたが、近年では市勢の大小にかかわらず多数の自治体で導入が進められています。具体的には、自治体のホームページやコミュニケーションアプリであるLINEでチャットボットを展開し、利用者から定型的な行政サービスに関する問合せに対して自動的に回答することが可能となり、土・日・祝日や夜間などの開庁時間外対応による市民サービスの向上と、対応する職員の負担軽減が期待できると考えますが、本市で導入する考えはあるのかお知らせください。

最後に、③RPAについてお尋ねいたします。

RPAとはロボティック・プロセス・オートメーションの略称であり、データ入力などの定型的な業務をソフトウェアロボットで自動化することです。特に、民間企業で浸透しているテクノロジーであり、これにより業務の効率化、スピードアップ、低コスト化などを図り総合的な働き方改革を実現しているようです。このRPAのテクノロジーは、当然民間だけではなく行政においても有効であります。人口減少が深刻化していく中において、市職員のマンパワーが減退していくのは不可避であります。さらには、時代の変遷とともに市民のニーズはより複雑化し、業務は多忙化していくことも予見され

ます。持続可能で、安定した行政サービスの提供を堅持していくための労働力を確保するために、AIやそしてRPAのテクノロジーに定型的な業務に担ってもらい、人間でなければ対処することのできない創造的な業務に職員のエネルギーを傾注していくことが今後は重要であると考えます。その一助となるRPAの本市での取組状況について、導入に至る経緯や経費も併せてお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） まず私からは、AI・ICT等を活用したスマート自治体の推進についての御質問のうち、RPA導入についての取組についてお答えをいたします。

RPAについては、定型業務にRPAを導入することで、職員の負担軽減や人件費の削減が期待されることから、重要な取組であると認識をしております。このRPA導入に向けては、葛西勇人議員の一般質問で答弁しましたとおり、昨年度は職員に向けたシステム事例の研修会の実施や、他市のシステム導入実例の見学会への参加のほか、弘前圏域定住自立圏へのRPAの圏域導入の提案などに取り組んでまいりました。

このほかの質問につきましては、各担当部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（一戸昭彦） 私からは、窓口業務における証明書などのデジタル申請の導入についてお答えいたします。

住民票などの証明書の申請書については、現在当市ではお客様に手書きで記入していただいております。障がい者や御高齢の方など御自分で申請書に記載が難しい方へは、職員が代筆し、内容を確認した上で押印いただいて対応しておりますので、タブレットを使用した場合と同様のサービスで対応していると考えております。

タブレットを利用した申請方法は、福島県会津若松市などで実施しているようですが、参考に県内の9市の状況を聞き取り調査したところ、福島県会津若松市と同じ方法で本人に必要情報を聞き取りし、画面内容を確認していただき、その画面に署名をする方法を実施している市はありませんでした。しかし類似する方法に、住民基本台帳システムにある申請書作成支援システムを利用して、職員が窓口で情報を聞き取りして申請書を作成し、本人には署名だけをいただく方法が2市ございました。また、マイナンバーカードや運転免許証をカードリーダーに読み込ませることで、申請書が作成できるタブレットを活用している市も1市ございました。その中でも、混雑時には手書きの方法が早い場合もあるということで、状況に応じてパソコンと手書きの2つの方法を活用している市もございました。なお費用については、導入費用やランニングコストに高額な費用が発生している模様です。

デジタル申請の導入については、費用対効果の面、他市の導入状況から見て、新システムへの切替えの際に申請書作成支援機能の追加などについて、検討させていただきたいと考えております。今後も、高齢者や障がい者の方に配慮した窓口対応を心がけてまいります。

次に、窓口業務に関するキャッシュレス決済の導入についてですが、住民票等証明書交付手数料の支払い方法については、当市では現金のみの取扱いとしております。キャッシュレス決済は、住民サービスの向上につながりますが、反面、多数のカード会社への機器の対応や支払業務等、新たな業務が発生し煩雑になる一面もございます。参考に

こちらについても、県内の9市の状況について聞き取り調査を実施しております。このキャッシュレス決済につきましては、導入の実績及び今後の導入予定のある市はありませんでした。キャッシュレス決済の導入につきましては、県内の他市町村の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） 私からは、チャットボットの導入についての御質問にお答えいたします。

AIチャットボットにつきましては、自治体の制度や手続に関する住民からの問合せにAIが回答するサービスで、24時間365日対応可能な窓口として、自治体のホームページや、コミュニケーションアプリであるLINEで運用する事例が増えてきております。特に、住民からの問合せ件数が多い、人口規模の大きい自治体においては職員の負担軽減という点において、一定の効果が期待できると言われています。当市でAIチャットボットを導入した場合は、初期費用で数十万円、月額の利用料として20万円程度の費用が見込まれますが、ホームページ上での問合せ件数は、毎月50件程度であるため、現時点では十分な費用対効果が望めないと考えております。今後、市民の需要や一般的な普及の状況を踏まえて、導入の時期を判断していきたいと考えております。

次に、RPAの取組の1つでありました、給与支払報告書入力システムの導入の経緯等についてお答えいたします。

給与支払報告書入力業務については、短期間において大量の業務が発生し、費用対効果も高いと見込まれたことから、システム導入に至ったものであります。この導入費用につきましては、528万円となっております。また、ランニングコストとしまして、1か月当たり4万9,500円、年間59万4,000円の保守委託料を支払っております。なお、他の部署においては、国保年金課における高額療養費の支給業務、子育て健康課における第2子以降保育料無償化業務についてシステム化を検討したものの、費用対効果の面から導入まで至らなかったものでございます。

○議長（福士 稔議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 今質問した窓口業務の証明書のデジタル申請、そしてキャッシュレス決済、チャットボットについて、証明書のデジタル申請の窓口対応については職員が対応していて、タブレット端末を使うのと同程度の効果がある。また実際に導入しようとしても、費用対効果の面があつてちょっとどうなんだろうか。新庁舎建設した際の新システムのときに、また検討されるということでした。

また、キャッシュレス決済もチャットボットも、実際の間合せ件数ですとか、導入に当たる費用対効果がなかなか見込めないんじゃないか。あるいは、かえって業務が多忙化するんじゃないかということで、今回見合わせるということでもございました。それについては、少し理解することもあります。キャッシュレス決済については、いろんなクレジットカードですとか電子マネーですとかQRコード、いろんな会社がありますので統一的な規格が出たときには、また検討してもらえればいいのかと思っています。

それでは①イ、証明書等のデジタル申請の導入について再質問したいと思います。

近年、時と場所を選ばず簡単に証明書を取得できる、いわゆるコンビニ交付というシステムが全国的に普及しています。県内でも、青森市や八戸市が実施していると聞いて

おります。本市でも、市民の利便性の向上や職員の負担軽減のために、コンビニ等に設置されているマルチコピー機を活用した証明書の発行を実施する考えはあるのかお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（一戸昭彦） 住民票等の証明書の交付につきましては、以前本庁舎へのコンビニ交付用のマルチコピー機の設置について検討した経緯があります。この機器を活用するためには、コンビニ交付と同じシステムを構築することになり、その際の費用対効果について積算したところ、機器の導入費用や毎年の維持費が高額のため実施を見送った経緯があります。現在も人口は減少しており、証明書の交付状況も急激に増加することは見込まれないことから、1通当たりのコストは変わらないものと見込まれます。また、仮にマルチコピー機を導入した場合、来庁者御自身の操作で誤った操作やそれによる証明書の発行も考えられ、操作方法の説明など職員のサポートが必要となり、職員の業務負担の増加も懸念されます。

市民の利便性については、時間外の窓口開庁を毎週月曜日と木曜日に2時間延長し、また、毎月第2土曜日には午前中に実施しております。以上のことから、市民が安心して必要な証明書の交付を受けられるよう、職員が対面により確認しながら交付ができる現在のスタイルを継続していきたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） マルチコピー機を活用した証明書の交付も、費用対効果が見込めない。そして誤操作などがあった場合、職員の方が対応することでかえって業務が増えるんじゃないか。そういう懸念があるので、現在のままでやっていくということでした。

では次に、③RPAについて再質問します。

本市では先ほど御答弁ありましたように、RPAを活用した業務は税務課で行った給与支払報告書入力業務であるとのことでした。システムの導入により、実際にどの程度の業務効率化が実現できたのでしょうか。具体的な削減時間、減となった人員、そのほかのメリットもあればお知らせください。また、業務を行う上で改善を必要とするようなデメリットはなかったのか併せてお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） それでは、給与支払報告書の読み取りシステムについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、2月からの住民税申告相談前にできるだけ給与支払報告書のデータを入力しておくことが、申告事務をスムーズに行うための条件となります。昨年度の給与支払報告書の件数は、約1万7,000件であり、うち紙媒体での提出は約1万1,000件となっております。各事業者から紙媒体で提出される給与支払報告書は、2月の申告相談直前に集中的に提出されます。そのため、これまでの入力作業はデータ入力専門の臨時職員2名が常時行ってきたほか、税務課職員が毎日の申告相談終了後に、時間外勤務で対応しておりました。

議員御質問のこのシステムを導入したことによる効果ではありますが、職員の労働時間の負担軽減が図られたことが最も大きいと感じています。またコストについても、時間

外勤務手当が150時間分の約30万円と、臨時職員1名分の人件費約32万円、合計で約62万円を削減することができました。そのほかのメリットとしましては、これまでの手入力に比べ入力データの正確性が向上したことであります。デメリットは特にありませんでしたが、現状の課題としては紙媒体の手書きで提出のあった約3,000件が、このシステムでの読み取りができないため、従来どおり手入力を必要とすることが挙げられます。

○議長（福士 稔議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 給与支払報告書読み取りに関しては、ある程度の効果があつてお金とか時間の削減が見込めた。特に、デメリットとするようなところまではいかなかったけれども、3,000件当たりの入力業務に関しては、手入力が改めて必要であったということでした。実際に業務を行う上で、紙ベースのデータを読み取るために利用したOCRの読み取り精度が低いことからということだと思います。RPAの機能を十分に生かした業務であったのかということ、必ずしも十分ではなかったんじゃないかと思っております。もちろん一定の効果はありました。

この事務の効率化を図るためにより精度の高い、文字認識の高いAI-OCRを導入する考えはあるのかお知らせください。また、その際の費用はどの程度かかるのか併せてお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） それでは、AI-OCRの導入についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、手書きの給与支払報告書をOCRで読み取り可能となると、住民税の申告相談において相当の事務の効率化が期待できます。現在のシステムを導入支援していただきました業者に、AI-OCRのバージョンアップが可能かどうか確認したところ、現在開発中とのことでありますので、その費用についてはお伺いすることができませんでした。そのため今回の議員提案の件につきましては、開発中の現行システムのバージョンアップの内容と、他社のシステム機能などとの費用対効果の比較を行いながら、今後導入できるかどうか検討してまいりたいと思っております。

○議長（福士 稔議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） RPAの力を十分に発揮する際にはいろいろあるんですけども、紙ベースの情報を読み取るOCR、これがAI-OCRであればよりすごく便利で十分な効力を発揮できる。定額給付金のときも、もしOCRとかの読み取り能力がよければ、職員の方とかも恐らくかなりの時間ですとか、要しながら処理に当たったんじゃないか。これもすごく簡単に対応できる。それが結果、市民の方にできるだけ早く給付ができたんじゃないかということは想像できると思います。

私としてはAIやRPAは、有効な技術であるというのは間違いないと思っておりますが、本市のように小規模な自治体がそうした機能を導入するには、これまで質問してきたキャッシュレス決済ですとか、チャットボットですとか、あとはデジタル申請のタブレット端末ですとか、そういったものを含めてコスト面でいささかハードルが高いんじゃないかと考えるところです。

国では、自治体ごとにばらばらな業務システムの標準化を進めることで、高コストと言われるAIやRPAといった先進技術の共同利用を促し、各自治体の財政負担を軽減

しながら、業務の効率化を実現できるスマート自治体の推進を図っているところですが、本市では他の自治体とのA IやR P Aの共同利用を検討しているのかお知らせください。その際に、共同利用を想定している自治体の規模、どのような分野の業務が共同利用できるのか現在の進捗状況も、一番最初の答弁の中にも幾つか出ていきましたが併せてお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） A IやR P Aの導入に当たっては、コストが1つの課題であることは工藤貴弘議員御指摘のとおりでございます。

現在国においては、A Iの標準化やR P A補助導入を推進し、遅くとも2020年代にA IやR P Aサービスを全国的に提供する計画とされていることから、将来的には自治体間の共同利用が期待されるものであります。しかし、A IやR P Aサービスを展開する分野や費用面については、いまだ明確な情報が示されておりません。よって、現時点においては具体的な検討段階まで進んでいないことを御理解いただきたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 確認なんですけれども、本市ではR P A推進に関して、弘前圏域定住自立圏へ新規提携施策案として圏域導入を提案したと伺っておるんですけれども、それは事実ということでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） 議員御指摘のとおり、弘前圏域定住自立圏に今年の2月に行われた弘前圏域定住自立圏新規連携施策検討会議において、A IやR P Aの圏域導入についての話合いの場が持たれました。その中では、どのような業務にR P Aを導入すべきなのか、判断が難しいことが課題でありまして、さらなる協議を必要とするという段階にとどまっております。

今後、改めて検討の場が設けられると考えておりますが、現時点においては業務の選定やコスト算定をお示しすることができないことを御了承ください。

○議長（福士 稔議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） まだちょっと未確定なところが多いので、これからいろいろと詰めていくというような趣旨の答弁でございました。

こうしたいろいろなI C T技術というのは、これからますます求められていくものだと思います。行政の業務のデジタル化が進展する中で、これから今以上に職員のI C Tに対する理解と技術力が求められると考えております。職員に向けたI C T研修を実施する予定はあるのか。また、将来的にはI C Tの専門知識を有する職員を採用する考えはあるのかお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） I C Tに関する職員の研修や採用についての御質問にお答えをいたします。

I C Tに関連する知識の習得につきましては、重要な取組であることから、今後においても継続し研修を実施し、職員の育成に努めてまいりたいと考えております。I C Tの専門的な見地が必要な場合には、外部アドバイザーの活用や、システム保守業者からのアドバイスなどで対応したいと考えておりますので、現時点においては専門知識を有

する職員の採用の予定はございません。御理解いただきたいと思います。

なお、今回工藤貴弘議員から、窓口業務に関する様々な御提案をいただきました。新しい庁舎が完成したときには、ワンフロアサービスということで示しておりますけれど、市民の皆さんが窓口に来た場合、書かない窓口の導入をしたいと思っております。これは現在、埼玉県深谷市で実施しているところがございますけれど、住民票や印鑑証明書、税証明書など申請書を書かずに申請できる。そういう窓口業務を行って、サービス向上に努めたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（福士 稔議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） ICTに関する知識を深めるために、職員の研修等をこれからも継続してやっていく。そして専門の知識を有した職員については、これは職員としてではなく外部に委託して、これはこれできちんと対応できると思ひますので、これについては特に言うことはありませぬ。

そしてまた、今市長から新庁舎が建設された際には、書かない窓口というような形で、新たな技術を投入しながら市民の方の利便性を向上して、新たな窓口の対応をやっていくということは聞けたので分かりました。

次に、2. ドローンの活用についてお尋ねしていきます。

御承知のとおり、ドローンとは遠隔操縦または自動操縦により飛行する無人航空機の総称であります。もともとは、第二次世界大戦前に軍事目的として開発された飛行機型の形状が主流でしたが、今日ではプロペラのついたマルチコプター型が普及し、人々に広く認知されていることと思ひます。

市内でも、趣味で個人の方が小型ドローンで空撮している姿を時折見かける一方で、今日注目されているのが産業としてのドローンの活用です。物流、災害対応、農林水産業、インフラ維持管理、測量、警備業など様々な分野においてドローンの機動力が有効であることから、国では空の産業革命と称してその環境整備や技術開発を力強く推し進めているところですよ。

本市においても、今年の3月に策定した第2期平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、新たに取り入れられた視点として、Society5.0がありますが、その実現のために必要不可欠なツールの1つであるドローンの活用が、将来的に多岐にわたって本市でも展開されていくものと私には考えています。

そこでまず、①本市の取組状況についてお尋ねいたします。

本市が所有するドローンについて、その台数、使用回数、使用目的についてお知らせください。また、ドローンの導入に当たり補助金等を活用した場合、その使用目的が制限される可能性も考えられますが、もし本市が所有するドローンの中にそのようなものがあれば併せてお知らせください。

次に、②今後の展開についてお尋ねいたします。

この質問の冒頭でも申し上げましたが、現在ドローンは様々な分野で活用されています。全国の自治体では、省力化、低コスト化が期待できるドローンを積極的に業務へ活用していくことで、持続可能な自治体運営の実現を図っているものと認識しています。

本市でのドローンの活用は、地方創生の観点からも非常に有意義であるという立場からまずは、イ. 観光・情報発信への活用についてお尋ねします。

ダイナミックで臨場感あふれる撮影が可能であることから、観光分野またはシティープロモーションの素材として、ドローンの空撮映像を使用する自治体が数年前より増加しています。本市でも観光・情報発信の素材として、ドローンを活用する考えはあるのかお知らせください。

次に、ロ．鳥獣被害対策への活用についてお尋ねいたします。

昨日の桑田公憲議員の一般質問でも話題に上がったように、近年本市において青森県では絶滅したとされるイノシシの目撃情報が多数報告されています。現時点ではイノシシによる人的被害、農作物被害は確認されていないようですが、イノシシの習性である掘り起こしによる園地への被害、さらには集落内や学校付近に出没した経緯もあることから、早急な駆除が必要であると考えます。市では、その対策として赤外線カメラ搭載のドローンを導入したと伺っていますが、イノシシの脅威を排除するべくどのように運用し、その対策を講じていくのかお知らせください。あわせてドローンによる鳥獣被害対策は、従来と比較してどのようなメリットがあるのかお知らせください。

次に、ハ．災害等への活用についてお尋ねいたします。

近年の自然災害の多発と激化により、全国の自治体では防災・災害に対して多くの予算、人員、時間をかけて、被害をでき得る限り最小に抑えるべく対応に当たっています。そうした中で独自に調達したドローンにより、災害発生時の被災箇所の発見と概況を把握し、その動画を基にいち早い被害拡大防止や復旧計画の策定等に活用するという自治体が増加しつつあります。本市でも、災害時などにドローンを活用する考えはあるのかお知らせください。

最後に、③運用等に関することについてお尋ねいたします。

ドローンを業務利用する自治体の中には、管理運用規程を設けるところがあります。ドローンは高価な備品であること。またその使用に当たり、航空法などの制限を受けることから、本市においても管理運用規程を策定すべきではないかと考えますが、市の考えをお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 工藤貴弘議員御質問のドローンの活用についてお答えをいたします。

私からは初めに、ドローン活用の今後の展開のうち、観光・情報発信と災害等への活用についてお答えをいたします。

ドローンによる空撮映像につきましては、これまでも平成28年に公開したPR動画や、同じ年に制作したぶらりひらかわまち歩きマップなどで活用しております。PR動画につきましては、観光編、物産編、移住編の3編を制作し、それぞれの一部にドローンで撮影した映像を使用しております。ぶらりひらかわまち歩きマップでは、スマートフォンやタブレット端末を利用して動画を視聴できるサービスを採用しており、その一部にドローンで撮影した映像を使用しております。また最近では、先月ハスの花が見頃を迎えた猿賀公園や盛美園の風景をドローンにより撮影しており、今後の活用について検討しております。

ドローンを使用して撮影した映像は、人の目では見ることができない視点からの風景を映し出し、市をPRする有効な手段の1つであるものと考えております。今後も、市

のシティープロモーションを推進していく中で、必要に応じて活用してまいります。

次に、災害等への活用についてであります。災害発生時には被害拡大を防止し、また災害の全体像を把握するために、迅速な被害箇所の特特定が求められます。また、その後の災害復旧に当たっても、災害調査に係る現地調査など災害現場での業務が発生する場合もございます。これらの現場において、被災状況により現場付近への立入りが困難な場合は、職員の安全確保を万全にした上で、議員御指摘のとおり市保有のドローンを活用することも想定しております。

次に、運用等に関することについてであります。現在当市ではドローンを鳥獣対策や災害対応、公共施設の管理など、幅広い用途で活用しております。このドローンの運用は、国土交通省ガイドラインをはじめ、航空法や電波法、道路交通法、民法その他関係法令に基づくものとされております。このため操縦する職員自らが意識を持ち、安全かつ効果的に運用するためには、管理や運用方法、飛行の条件、収集した画像データの取扱いなどについて、一定のルールが必要と考えます。今後は、適正かつ安全な運用が図られるよう、管理運用規程などの策定について検討してまいります。

本市の取組状況及び鳥獣被害対策への活用についての御質問につきましては、経済部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） 私から、ドローン活用の本市の取組状況の御質問について、現在所有しているドローンの台数、使用回数、使用目的についてお答えいたします。

初めに、台数であります。現在3台を所有しております。使用回数では、今年度8月末現在で計30回となっております。

次に、使用目的についてであります。1台は中山間地域等直接支払制度における農地の現地確認用に、1台は市鳥獣被害防止対策協議会が所有し鳥獣被害対策としてイノシシなどの捜索等に使用しております。この2台については補助金の活用により、使用目的が限定されております。もう1台は山腹の崩落現場など、人力での確認が困難な場所を撮影するために導入したものであります。現在では被災農地や公共施設の撮影など、幅広く使用しております。

次に、鳥獣被害対策への活用についてお答えをいたします。

昨日も答弁しましたが、これまでのイノシシ対策につきましては、市に寄せられた情報を頼りに、出没場所へわなを設置しておりましたが捕獲には至っておりません。御質問の赤外線カメラ付きのドローンを活用しての対策についてですが、目撃情報や出没場所を中心に、月1回以上日中と夜間に調査しております。メリットとしましては、例えばイノシシが茂みなどに逃げ込んだ場合に、地上からでは居場所の確認が困難となりますが、赤外線カメラ付きドローンは、温度センサーにより個体が映し出されることから、的確に居場所を確認することができます。このことから、実施隊の捜索に要する時間などの負担軽減と効率的な対策が可能となります。

○議長（福士 稔議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 観光PRですとか、シティープロモーションへのドローンの活用ということはこれまでも既にやっけていて、私も見たことがあるんですけども、個人的には好きで、今後ともぜひいろいろな場面で平川市の魅力を発信するために、ド

ーンでの空撮を利用した観光PRですとか、シティープロモーションの素材にぜひこれからも使ってほしいと思っております。

イ. 観光資源・情報発信への活用について再質問するんですけれども、ドローンの普及によって、空撮スポット自体を観光資源の1つと捉えて、企業との連携により空撮ツアーや観光の目的地化に取り組む自治体もございます。本市では、ドローンの特徴である空撮を観光資源として活用する考えはあるのかお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） ドローンによる空撮映像を観光資源として活用する考えはあるのかについてお答えをいたします。

先ほど市長の答弁にもありましたが、空撮は迫力ある臨場感を伝え、違った視点から楽しめることが一番のメリットであります。雄大で美しい自然、風景や町並み、歴史的建造物などの新たな魅力の発見、観光客へのアピールツールとして大変効果的であると考えております。当市におきましても、プロモーション映像の製作に当たり専門業者に委託する形で取り入れてきました。

工藤貴弘議員御指摘のドローンを活用した空撮ツアーにつきましては、県内での事例は把握しておりませんが、全国的に見ますと企業や観光協会が実施している事例があることを承知しております。当市では、志賀坊森林公園や白岩森林公園、猿賀公園、三笠山公園などが候補として考えられますが、現時点ではロケーション地としてのニーズ把握が難しく、ドローンを飛行させる場合の入場制限または安全対策も必要なことから、今後観光協会や観光事業者、市内の企業などの意見を伺いながら活用を探っていきたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） いろいろとハードルがあるんだろうというのは、私も想像してはいたんですけれども、そのドローンの空撮スポット化、ツアー化いろいろな付加価値をさらに付与しながらやっていくという可能性もゼロではないと思いますので、もしよければ前向きに検討してほしいと思います。

同じく②のロ. 鳥獣被害対策への活用について再質問です。

私はこの間沖館地区の近くに出たというイノシシを写真で見させていただいたのですが、ものすごく巨大で大変危険であると、はっきり言って熊と同じくらい、ひょっとしたらイノシシのほうが刺激しやすいところがあって、人的被害というものが起こりやすいのではないかと考えております。

ですので、私としてはドローンによって生息域というか生活パターンというか、そういったものをつぶさに詳細に把握していきながら、既にそういったものを把握しながら、箱わなとかくりわなをかなり設置していると伺っているんですけれども、今後もドローンの機能を生かしながらそうしたものをより先鋭化といいますか、精度を高めて実施してほしいと思います。

この鳥獣被害用のドローンは、今イノシシのみに使っているということなんですが、イノシシ以外の鳥獣被害対策にも、このドローンというものを活用する考えはあるのかお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（大湯幸男） 御質問のイノシシ以外の捕獲についてですが、例えば熊やニホンジカなどが出没した場合においても、上空から撮影することで周辺の状況を確認することができます。近くにいるようであれば注意喚起することで、地域住民の安全確保が図られることから、イノシシ対策以外にも幅広く活用できるものと考えております。

○議長（福士 稔議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） ②ハ、災害等への活用について再質問したいと思います。

先ほど市では3台のドローンを持っていて、そのうち2つは使用制限がかかっている状態である。では残りの1つはというと、機能が災害用と考えると少し劣るのかと。もちろん、空撮とかに関しては支障がないのでいいですけども、起動時間ですとか距離とか問題がある分、もし万が一災害が発生したところが大規模で、人が出向けないようなところであれば、ちょっと期待できるような効果は発揮できないんじゃないかと思っております。

そうした場合、市の直轄でのドローンの活用が困難である場合を想定しまして、自治体とドローン業務を行う民間企業や協会が災害協定を締結する自治体が、全国はもとより青森県内市町村でもそうした動きが波及しつつございます。本市でも、同様の災害協定を締結する考えはあるのかお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 災害協定についての御質問にお答えをいたします。

大規模な災害が発生した場合、被災状況等によっては職員のみでの対応が困難な場合や、職員自らが被災し災害支援に当たることが困難になる場合も想定されます。このため、災害時にドローン業務を行うことが可能な民間企業等について情報収集を行うとともに、庁内での情報共有を図っております。

今後は、議員から御指摘いただきましたが、災害対応をより遅滞なく行うために、本市で把握している民間企業との災害協定の締結を進めてまいりたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） ドローンを扱う企業と連携していく。災害協定を締結していくということで、大変市民としては心強いと思ったところでありますので、ぜひその事業も進めていただきたいと思いますと思っております。

最後に、③運用等に関することについて再質問いたします。

これまで何度も出ておりますが、ドローンは航空法や条例により場所、高度、時間帯、操縦法など様々な制限を受けることとなります。しかし、国や自治体などに対し、飛行の許可あるいは承認の申請をすることにより、オーケーであれば飛行することが可能でございます。その際、ドローンは今のところ国家資格とかの免許制ではありませんので、民間資格を取得できるような形で「ドローンに対して私知識持ってます。」「操縦できます。」ということをいろんな人が知ることができる。民間資格であっても、こうした国とかに対する許可、申請手続を簡略化できるメリットがある上に、そもそもとして飛行する上で習熟度の向上ですとか法知識を得られることが期待できる。

現在、市の職員の方で資格を取得されているのは1名であると伺っております。私冒頭に申し上げましたが、ドローンはますます今後とも社会や生活に溶け込んでいくことが予見されるものであると思っております。職員の場合ですと、短期間での人事異動が

不可避であるということから、そうした職員の実情を踏まえながら、もし今後ドローンを活用していく機会を増やしていくのであれば、さらなる職員の資格取得を促していくべきと考えますが、市のお考えをお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 工藤貴弘議員から御指摘いただきましたが、職員の民間資格取得者は、現在今年度取得した1名のみであり、大規模な災害が発生した場合被災状況等によっては、対応する職員が不足することが懸念されます。また、今後も幅広い用途で有効に活用していくとした場合、ドローン操縦者の人材育成は必須であるものと考えます。

国では令和4年より、人口集中地区での目視外飛行を免許制度とするなど、法整備に向けた新たな動きもございます。今後はこのような国の動向も注視しながら、民間資格の取得など計画的な人材育成を行ってまいります。

○議長（福士 稔議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 国の動向ですとか、災害発生したときにその1名の職員では対応できない場合に備えて、資格の取得を前向きに検討していくということで、私もそのとおりであればいいと思っておりましたので、大変喜ばしいと思っております。

ドローンに対していろいろ質問してきて、前向きな答弁たくさんいただきましたのでこれで終わります。

○議長（福士 稔議員） 5番、工藤貴弘議員の一般質問は終了しました。

午後3時05分まで休憩いたします。

午後2時47分 休憩

午後3時05分 再開

○議長（福士 稔議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第11席、16番、齋藤律子議員の一般質問を行います。

齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

齋藤律子議員、質問席へ移動願います。

（齋藤律子議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員の一般質問を許可します。

○16番（齋藤律子議員） ただいま議長より一般質問の許可がありました、16番、日本共産党の齋藤律子です。

連日の暑さの中、お疲れのことと思いますので、できるだけ早めの終了を目指したいと考えていますので、的確な御答弁をよろしく願いいたします。それでは通告に沿って一般質問を始めます。

まず、最初の質問は、1. 通学路のブロック塀の安全対策について、平川市耐震改修促進計画等改定とその中での支援策についてお尋ねします。

昨年9月、第3回定例会で、平川市内の通学路に存在する老朽化した危険なブロック塀について一般質問を行いました。その答弁は、市としては平川市耐震改修促進計画を改定し、その中で支援策について進めてまいりたいと述べています。

国、県でもブロック塀に対する支援が始まっていますが、平川市ではその後どのよう

に検討されているのでしょうか。平川市耐震改修促進計画改定の進捗状況と、通学路沿道の危険なブロック塀の改修費に対する支援策について、どのように考えがまとまっているのか市の考えをお聞かせください。市長、答弁をお願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 齋藤律子議員御質問の通学路のブロック塀の安全対策についてお答えをいたします。

齋藤律子議員御指摘の平川市耐震改修促進計画改定につきましては、平成31年1月に国の建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、本年度には青森県耐震改修促進計画の改定が行われることから、それに伴い当市の計画についても改定を行うものであります。

平川市耐震改修促進計画改定の進捗状況及び危険なブロック塀の改修費等に対する支援策につきましては、建設部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 私から、平川市耐震改修促進計画改定の進捗状況及び危険なブロック塀の改修費等に対する支援策につきまして、お答えさせていただきます。

まず、計画改定の進捗状況でございますが、市内建築物等の耐震化の現状を把握するため、多数の人が利用する特定建築物の耐震化の状況や、市内の住宅の耐震化の状況、地震時に通行を確保すべき緊急輸送道路沿道のブロック塀等の調査を現在進めているところでございます。この後調査データを分析し、国における法改正と県の計画改定との整合を図り、通学路等の危険なブロック塀や住宅、多数の人が利用する施設、市有建築物等の耐震化を促進する計画を、令和3年2月末を目途に策定してまいります。

また、国の断層モデルの見直しに伴って、県の地震・津波被害想定も見直されたことから、市の地震ハザードマップの修正を行います。完成後は、広報紙やホームページ、毎戸配布により周知し、併せて地震による人的被害・経済被害を最小限に止めるよう努めてまいります。

支援策につきましては、国・県の補助制度を活用して現在実施している耐震診断・耐震改修の補助事業に加えて、緊急輸送道路や避難路、通学路の沿道にある危険なブロック塀の改修費などの支援を、令和3年度より実施したいと考えております。その支援内容につきましては、近隣市町村の状況等を確認し、関係部局と協議しながら進めているところでございます。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） ただいまの答弁で着々と進めているようですが、一番の問題は、緊急輸送道路とかそういう大事なところに面している通学路に対して支援を行うということです。ブロック塀に。じゃあ、そうでなくても通学路はそれぞれ一人一人が違うわけですので、その市が今考えているところでないところの危険なブロック塀、これも災害が起きたときには、例えば事故につながる可能性があると思います。そういうところに対しての危険をお知らせしたり、所有者は私のものが多いわけですから、その所有者に対しての啓発とかそういうことには、どういうことをやっていくつもりですか。考えていますか。

○議長（福士 稔議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 啓発の内容については、改修計画自体の完成をもってこれから公表することになりますが、今お話しになりました緊急輸送道路、避難路、通学路、要するに通学路ということになれば、先ほど来の教育委員会等の答弁にもありましたけれども、毎年度の児童生徒の通学する路線は変わるわけです。学校関係でも指定する際は毎年度変わる可能性があります。

そこで、そういうことを含めた改修計画の通学路としての定義とといいますか、考え方とといいますか、そこはやはり明示していく必要があるであろう。要は、ブロック塀の補助要綱の中では改修計画に沿っていくんですけども、その改修計画の中で通学路を明示することになりますので、通学路の明示の際に今申し上げた通学路の考え方でありませつか、緊急避難路の考え方でありませつか、そこについては明示して、これからその辺を周知していくことになるかと思ひます。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 通学路は子供それぞれ、児童生徒それぞれ違ひ、また年度によつても違ひてくる。やっぱり、そういうところに危険な老朽化したブロックなどがある。やっぱりそれも合わせて補助を私はずすべきだと思ひています。こういうところにお金をかけて危険を回避する。危険なところをなくする。この考え方が必要ではないかと思ひておりますので、補助内容などはいろいろ検討されていくと思ひますが、ぜひそういうところも一緒に、ここでの議論はこれからのことですので解決はしませんけれども、そういう危険なところにお金をかけていく。これが自治体の責務じゃないかと思ひておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは2番目の質問に移ります。2. 尾上分庁舎の利活用の進捗状況についてお尋ねをします。

令和2年3月定例会で、尾上分庁舎の利活用について質問をしています。そのときの市の答弁は、尾上分庁舎の利活用については弘前大学との共同研究により検討し、利用する市民の意見も取り込みながら進めるとのことでありました。新型コロナウイルス感染症の影響により、検討が順調に進んでいないようで心配をしています。尾上分庁舎の利活用については、新本庁舎建設事業と同時進行すべき案件と考えていますが、新型コロナウイルス感染症による影響と、今後のスケジュールをまずはお知らせください。

また、新型コロナウイルスがたとえ終息した場合でも、今後新たなウイルスなどによる感染症が発生するだろうと言われております。今後は、集会施設もソーシャルディスタンス確保の面からも、収容人数に対する広さや、容易に換気ができる構造、またトイレだけでない手洗い場所の設置など様々あると思ひますが、感染症防止対策に万全を講じた改修でなければならぬと思ひています。尾上分庁舎の広い空間を有効に活用して、withコロナ時代にふさわしい感染症防止対策を考慮した利活用計画を検討すべきと考えますが、市長の見解をお聞かせください。市長、答弁をお願いします。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 尾上分庁舎の利活用検討の進捗状況については昨年度に引き続き、今年度も弘前大学との共同研究事業として検討を進める予定でありましたが、議員から御指摘もありました新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、4月から7月までの期間検討を中断してあります。

弘前大学においても対外的な活動を自粛されておりましたので、検討の再開時期については状況を確認しながら慎重に判断し、先月の8月21日にようやく今年度第1回目の会議を開催できたところであります。

その会議の中において、中断した期間の影響を踏まえて今後のスケジュールについても確認しておりますので、内容について総務部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 総務部長。

○総務部長（齋藤久世志） 私から今後のスケジュールと利活用方法の感染症防止対策についてお答えいたします。

まず、建設スケジュールにつきましては、3月定例会で葛西勇人議員からの御質問へ市長がお答えした内容からの変更はございません。新本庁舎建設工事が令和4年度で完了し、健康センターの改修工事は令和5年度に、尾上分庁舎の改修工事は令和6年度に完了する予定であります。

一方、利活用方法の検討スケジュールであります。当初の予定では今年度初めには、市職員で構成する庁内検討会議においてコンセプトを決定し、議員の皆様への説明を経て、市民参画による検討をスタートさせる予定としておりました。今回の中断等の影響を考慮し、これを見直し今年度中に市民参画での検討をスタートさせる予定へと変更しております。

尾上分庁舎の改修工事については、早ければ令和5年度中に着手することになりますので、具体的な設計は令和4年度での実施を予定しております。今年度から令和4年度までの長期間で、市民からの意見を取り入れることとして見込んでおりましたので、市民参画による検討のスタート時期は遅れることにはなりましたが、全体的には大きくは影響しないものと考えております。

次に、御提案のあった新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を考慮した利活用方法についてありますが、今後は公共施設のみならず感染症対策を施すことが基本的な事項になるものと考えておりますので、尾上分庁舎においても考慮したものを検討してまいります。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 遅れを取り戻すときに、また重要な協議などそういうことを見落とさないように、やっぱり丁寧にこれからも進めていってほしいものだと思います。

市民参画でこれから進めるということですが、ぜひ市民の皆さんの多くの声を聞いて、このことに対してはこれからもたくさん問題も質問もあると思いますので、今日はこれで終わらせていただきます。

それでは3番目の質問に移ります。3. 市民の健康を守る取組について、2点についてお尋ねをいたします。

①特定健診やがん検診についてお尋ねをします。

現在、平川市では特定健診やがん検診については集団検診と個別検診で行っていますが、今年度の集団検診については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年4月から6月まで中止となり7月から開始をしています。

市民の方からは「健診会場での新型コロナウイルス感染症が心配だ。」「感染予防対策は大丈夫だろうか。」「消毒はきちんとしているだろうか。」「今年受診は控えるつもり

だ。」などの声が多く上がっています。感染が長引けば、さらに受診控えが起こる可能性があることから、感染の不安がなく多くの人に受診してもらうため、市はどのような感染防止対策を行っているのかお知らせください。また、7月から始まった健診はいつもより受診者が少ないという声もありますが、現在の受診状況も併せてお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

さらに、個別検診については、できるなら通い慣れたかかりつけ医でも、健診が受けられることが望ましいと考えている市民が多くいます。そこで、実施できる医療機関の拡充や、1か所の医療機関で全てのがん検診項目を受診できるような環境づくりが必要ではないでしょうか。医療機関の都合もあると思いますが、withコロナの時代、健康診査のやり方にも新たな考えが必要ではないかと思っています。市の考えをお伺いします。市長、答弁をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策について、②介護予防事業についてお尋ねをします。

この新型コロナウイルス感染症の影響は、今後も数年続くという見方であります。自粛生活は、市民にどのような影響を与えているのでしょうか。高齢者の最近の会話を紹介しますと「友達のところに行くにも、迷惑がかかると思い遠慮してしまう。」「友達に電話をしても最近いつもと様子が違う。」「あまり話したがらない。」「考えが前向きでなくなった。」「体が何となく不調だ。」このようなことをよく聞きます。外出自粛によるコミュニケーションの機会の減少や認知機能の低下、運動機能の低下が懸念されます。この感染症と共存していく新しい生活様式の中で、現在介護予防事業をどのように進めているのかお知らせください。

また、このような事業に参加していない方や、通いの場などの団体に所属していない方などに対しても、個別のフォローや介護予防体操などの普及啓発が必要と考えられます。市民が生活不活発からフレイル、虚弱化しないように、今後市としてどのような対策を行っていくのかお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からは市民の健康を守る取組についての御質問のうち、個別検診が受診可能な医療機関や、がん検診における項目の拡充についてお答えをいたします。

個別検診が受診可能な医療機関やがん検診における項目の拡充については、弘前市医師会及び南黒医師会を通して実施可能な医療機関及び検査項目を照会し、契約の締結により実施しているものでございます。

齋藤律子議員御指摘のとおり、かかりつけ医でも検診を受診できることが大変望ましいことから、市ではこれまでも実施医療機関やがん検診の項目の拡充に努めてまいりましたが、医療機関側の受入れ体制等の事情もあり、難しいのが現状であります。今後も引き続き両医師会と協議を行いながら、個別検診の拡充に努めてまいりたいと考えております。

集団検診及び介護予防についての御質問につきましては、健康福祉部長より答弁させていただきます。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（三上裕樹） 私からは、初めに集団検診における感染症防止対策及び現在の受診状況についてお答えいたします。

まず、集団検診については、今年度も青森県総合健診センターへ依頼して実施しております。新型コロナウイルス感染症に対する不安もあるかと思いますが、会場では国で示している新しい生活様式に基づき、3密の回避やマスクの着用、手洗いやアルコール消毒など基本的な感染防止対策のほか、会場での受付時における発熱状況などの確認や、会場への入場時間を指定しての入場者数の制限などを実施し感染予防に努めておりますので、定期的な健康状態のチェックと健康維持のため、健診を受診していただきたいと思っております。

次に、現在の受診状況でございますが、昨年の同時期に実施した8月末までの9回分について比較いたしますと、67%の受診率となっております。これは受診を控えている方がいることに加え、3密を避けるため、会場によっては予約受付人数を制限していることが要因となっているものと考えております。

次に、介護予防についての御質問にお答えいたします。

現在、市が実施する体操やレクリエーションなどの介護予防教室は、7月から再開しております。また、住民の方々が主体となって実施している通いの場は、8月現在で18団体中16団体が再開しているところであります。

再開後の介護予防教室での参加者の状況について、委託先の在宅介護支援センターに確認したところ「自粛していたからか疲れやすくなった。」「自宅で転倒した。」などのお話が聞かれたとのことで、議員御指摘のとおり外出自粛による運動機能や認知機能の低下が懸念されるところです。

現在、介護予防教室につきましては、委託している市内5か所の在宅介護支援センター及び平川市スポーツ協会に対し、運営に当たっての感染予防対策のパンフレットを配付し対策の徹底をお願いするとともに、適切に実施していただくために必要となる物品の購入を補助する平川市介護予防教室等運営継続支援補助金を創設し、8月1日から申請を受け付けております。

通いの場につきましては、代表の方に対しパンフレットの配付とともに、第2層生活支援コーディネーターに、それぞれの開催内容に合わせて必要な感染予防対策を行っていただくよう指導と助言をお願いしているところです。当市では、介護予防教室や通いの場の事業実施に当たり、検温、消毒、換気、ソーシャルディスタンスの確保等の適切な感染予防対策を講じながら、安全安心な実施体制の構築とPRを行い、運営継続に前向きに取り組んでいきたいと考えております。

また、これらの事業に参加していない方や、通いの場等の団体に所属していない方などへの対応につきましては、在宅介護支援センターが独居世帯や高齢者世帯を訪問して生活の状況等をお伺いする高齢者実態把握調査の際にフレイルチェックを行うとともに、介護予防教室への参加を促したり、自宅で取り組むことができる体操を紹介するなどし、継続的な訪問を行いながら介護予防の普及啓発を行ってまいります。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 今の答弁の中で、健診センターに集団検診は委託をしている。市民の方がマニュアルに沿って、いろいろと消毒やら3密にならないように気をつけていると思いますが、一番心配しているのはやっぱりお医者さんが聴診器、皆それぞれ次々に使うわけです。それから胃がんのときは手すりにつかまったり、右、左というふうに

なるわけで、その消毒をちゃんとしてるのかとか、そういうことが一番心配しているわけです。それから眼科のときも、眼圧を調べるときに額をつけて、ほとんどそのままです。何か紙がついてますが一回一回取るということはない。次々にということで何か行きづらい。だから控える、こういうことです。その一回一回の胃がん検診のときの台の消毒とか、そういうこともやっているのかどうか。まずそれお知らせください。答弁の中からそこが出てきませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（三上裕樹） 例えば、集団検診における各種消毒に関しては、国から健診における基本的な対処方針、あとは新型コロナウイルス感染症に対する対策という形で健診の実施の状況が示されております。現在私たちが契約、委託しているのが青森県総合健診センターでありまして、こちらのセンターも複数の自治体と契約をしながら実施しているものでございまして、これらのことがしっかりと対応できているものと認識してございます。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） そこは市でも確認してないということですか。前の人が検査を受けたのに続いてどんどんやっていくわけで、一番胃がん検診が接触する、台に。そういうことがあるので集団検診は受けたくないという声があるわけです。ですからそれは67%という受診率で、いろいろ会場の制限もしているようですが、やっぱりそういうのもありますので、かかりつけ医でやれたら一番いいということなんですが、かかりつけ医で受診してみたらやっぱり楽です。行ったときに1回で終わるわけですから。

やっぱり市民の人たちが一番あれなのは、平川診療所も指定の医療機関になっていきます。だけどそこにかかったことがないので行きづらい。これもあるんです。ですから徹底して特定健診を受けるといふか、それがもっと市民の方に広がっていれば健診を受けるために来たんだということ、普通は診てもらったことなくても行きやすいのではないかと思いますので、そこら辺はどのように考えているのでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（三上裕樹） 齋藤律子議員おっしゃるとおり、もちろんかかりつけ医でがん検診も全ての検診を行うことが一番よいわけでありましてけれども、先ほど市長の答弁にありましてとおり、医療機関の状況によっては全てが受けられないという状況もあるわけで、集団検診をその状況が整えば個別検診に振り分けていきたいという考えはございます。ただ特定健診等に関しては、今契約している個別検診の医療機関でほとんどのところが受診可能ですので、それらについては健康カレンダーとか、受診票をお送りする際にどこの医療機関で受診ができるかというのは、十分周知しているところでございます。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 健康長寿のまち青森県ナンバーワンの市というスローガンでせつかく受診率も上げてきたのに、新型コロナウイルス感染症のことで今それがなかなか大変になっているということですが、骨折している人もあります。動かなかつたので久しぶりにちょっと草取りしたら骨折したとか、そういうことも最近聞いています。それで2週間動かないと、例えば何かでけがして寝たきりになると、高齢者は7年間に相

当する筋肉量を失うということですので、これはやっぱり要介護にならないためにも組織された人だけでなく、もっとそれを広げる何かの方策が必要ではないかと思えます。

補助をもらって血圧計を買ったり、いろんなことをして通いの場とか開設すると、なかなかある程度の制約があるので、補助をもらっている以上なかなか思うようにならないところもあるらしくて、日常的に市民がそういうのに触れるために、体操の仕方をしてやべっている人がDVDに簡単な体操なんかをあれしたのを市民に、欲しい人には配るとかそういうのも日常的な取組も必要ではないか。一例を申し上げましたが、もう少しこのコロナ禍の時代でも、生活不活発にならないようにやっていく取組、これがやっぱり必要でないかと思えます。それは健診と併せて日常の生活のことで、これからも来年度もいろいろ続くわけですので、ぜひこの点を新しいやり方を考えてもらって、アイデアを出して市民に多くの方に協力してもらおう。これが必要ではないかと思っています。

最後の質問になります。4. 高齢による難聴者に対する補聴器の助成について質問をします。

最近耳が遠い、聞こえが悪いということから生活に支障を来している話や、聞き違いからトラブルになった話などをよく聞く機会が多くなりました。加齢により耳が遠くなると、周囲とのコミュニケーションが取りづらくなり、人間関係にも影響を及ぼしたり、社会参加を諦め自宅に閉じ籠もってしまう。こうした話もよく耳にします。

難聴は脳に入ってくる情報が少なくなることで、脳の機能低下につながり認知症発症の原因につながる。そのおそれがあると言われていています。2019年5月にWHOが公表した認知症になるリスクを減らすための初のガイドラインにも、難聴は運動や禁煙、栄養、飲酒、認知機能トレーニング、社会参加などリスク項目12の中に入っています。

難聴の改善には補聴器の使用が考えられますが、補聴器の購入価格が高く現在公的補助は、身体障がい者手帳を持つ重度の聴覚障がいの方のみ対象となっています。高齢者の生活を支援し、社会参加を促進し認知症のリスク軽減のために、補聴器の購入助成を中等度の難聴者に対して行う考えはないかお尋ねをします。市長、答弁をお願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 補聴器の助成についての御質問にお答えいたします。

難聴の方を含む聴覚障がいによる身体障がい者手帳の交付対象者につきましては、日常生活の質の向上を図ることなどを目的として、補聴器の公的助成を行っているところであります。

齋藤律子議員御指摘の高齢者で中等度の難聴の方につきましては、現在身体障がい者手帳の交付対象とされていないことから、補聴器の公的助成の対象とはなっておりません。

一方、2015年に国が策定した認知症施策推進総合戦略、通称新オレンジプランにおいては、認知症発症の危険因子として加齢、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷などのほか難聴が挙げられています。また国では、補聴器を用いた聴覚障がいの補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究を、平成30年度から3か年計画で実施しているところであります。

難聴者による補聴器の使用は、周囲とのコミュニケーション維持に有力な手段である

とされていますが、当市としましては補聴器の公的助成に関し、まずこの研究の成果を受けた国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） この中等度の難聴は、意外と近頃すごく多いと気づいています。あまり自分は耳が聞こえないということを、本人は言わないものですから。しかし、いろんなところで聞き間違いをしたり、聞き間違ったことでトラブルにもなる。そういうことが家庭の中でも起きている。やっぱり耳が聞こえないんでないか。そういう高齢者がものすごく周りにたくさんいるということに、今回の質問で聞きました。

そういうことから、なかなか全国的に見ると認知症につながるということで、今それこそ市長の答弁にあったようにいろいろ言われておりますが、全国的にもこの中等度の助成をしているところは本当に数が少ない。しかし、近頃出てきています。静岡県磐田市、これは今年の2020年4月から予算が300万円ということで、新聞の記事で見ました。それで補聴器が欲しい人は申請をするということで、ここはどのくらい予算を盛ればいいのか分かりませんが、そんなに莫大な予算でなく市民生活を有意義に維持できるということからも、ぜひ今後平川市としても考えていくことをお願いしたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（三上裕樹） 先ほどの集団検診における問診とかの聴診器、あるいは胃がん検診の手すり、眼圧等の機械これらの機械については全ての機械で、1人受診するごとに毎回消毒を行っているということですので、報告いたします。

○議長（福士 稔議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） それでは目標は20分残すということでしたが、18分の残であります。以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（福士 稔議員） 16番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次に、お諮りします。

会期日程表のとおり、14日から16日は決算特別委員会開催のため、10日、11日及び17日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 異議なしと認めます。

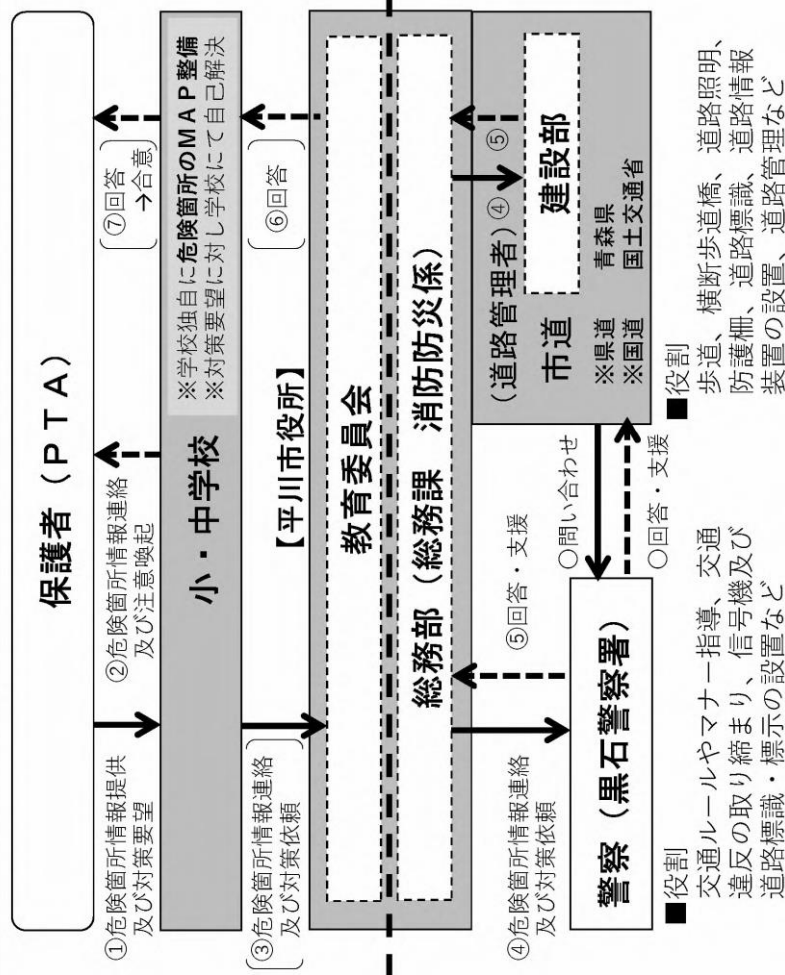
よって、次の本会議は18日、午前10時開議とします。

本日はこれをもって散会します。

午後3時49分 散会

交通安全対策について

1 交通事故発生時の危険箇所のマネジメントについて（小・中学校の場合）



資料 1

R2.9.9一般質問資料
葛西勇人作成

2 実態と要望事項

【実態】

- ★①保護者からの対策要望に対して、小・中学校からの注意喚起はあるが要望に対する回答はない
- ★③連絡と依頼はほぼ無し従って、⑥⑦もほぼ無し
- ★市役所で「危険箇所のMAP」の共有はない？
- ★総務部では、交通事故発生時の「危険箇所の管理表」は作成されていない
- ★総務部と教育委員会間では個別相談・対応はあるが情報共有はない？

【要望事項】

1. 危険箇所のリスク管理と対策の徹底
2. 関係部署（ ）間の情報共有
3. 市民への情報公開

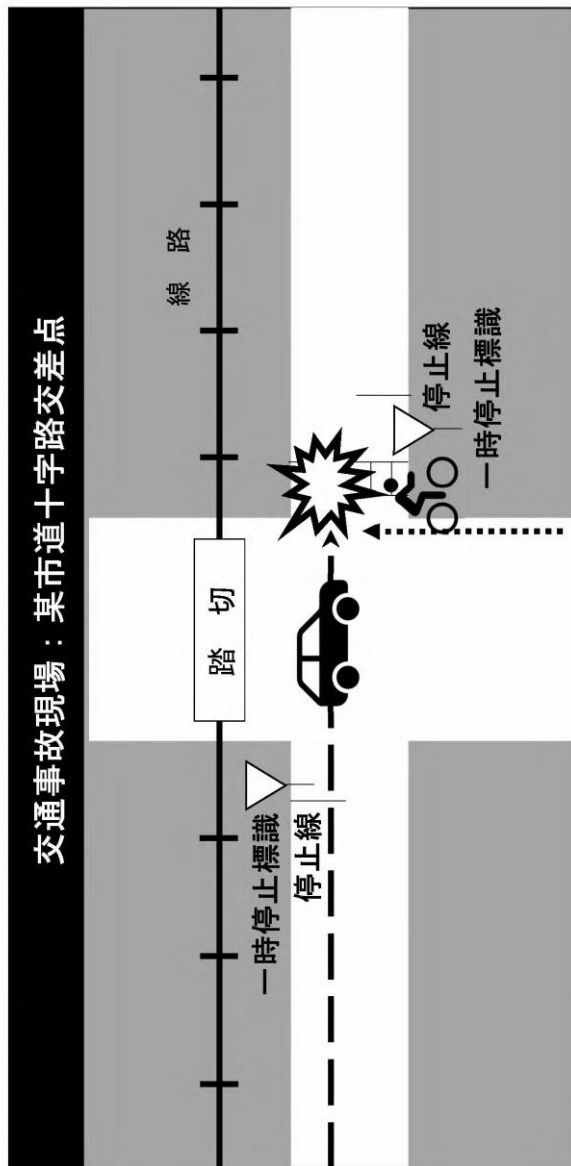
交通事故発生時の危険箇所のマネジメントの強化（情報共有）が必要不可欠！

交通安全対策について

2 交通事故発生時の危険箇所における交通事故事例に対する対策について

資料 2

R2.9.9一般質問資料
葛西勇人作成



■ 事故の概要

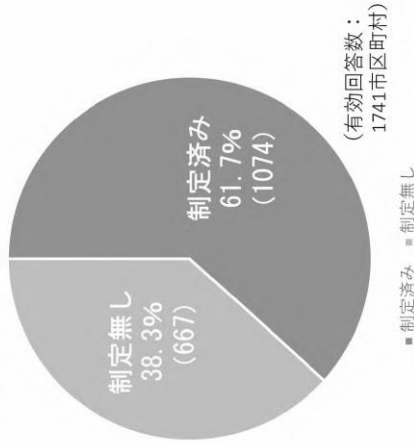
午前7時30分ごろ、市内の某市道十字路交差点で、自転車に乗っていたA氏が、B氏の軽乗用車と出会い頭に衝突した。A氏は負傷した。見晴らしの良いこの交差点は、通勤通学時間帯に交通量が増大するため、一時停止違反も多く、以前より交通事故発生の危険箇所と指摘されていた。

当市における再発防止に向けた対策をお知らせ下さい。

ごみのポイ捨ての防止対策について

1 自治体におけるごみの「ポイ捨て」に対して効果のあった施策等

① ポイ捨てを規制する条例等 制定の有無



(参考) 青森県内条例制定済み市町村数：11 (27.5%)

② 罰則規定の有無



※環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課「令和元年度「ポイ捨て」に関する調査報告書」(令和2年3月)を参照

規制条例制定と監視カメラ設置による悪質なポイ捨て者の特定が必要!

資料3

R2.9.9一般質問資料
葛西勇人作成

③ 条例等の施行以外で効果のあった施策等

内容	件数	具体例 (一部抜粋)
看板の設置	41件	・横断幕、懸垂幕、路面標示、電柱表示板等による路上喫煙やポイ捨て防止啓発看板の設置、など
市民連携等	19件	・美化推進員の設置、ボランティア清掃イベントの実施、など
周知活動等	18件	・ポイ捨て等があったことや監視カメラを設置したことを新聞に掲載、など
パトロールの実施	16件	・市で委託している環境公害防止指導員のパトロール、など
カメラの設置	15件	・監視カメラの設置
看板、カメラ以外の設置	9件	・美化重点区域へのダストボックスの設置 ・ミニ鳥居の設置
良好な環境維持等	4件	・少量のポイ捨ての時点で撤去する、など
過料	2件	・悪質なポイ捨てに対し、警察と連携し個人を特定し注意勧告を実施、など
路上駐車対策	2件	・国道沿いの待避所にロープを張り、駐車できないようにしたら従前より激減、など

行政のデジタル化推進について

資料 4

R2.9.9一般質問資料
葛西勇人作成

1 国の新たなIT戦略「デジタル強化」(経済財政運営の基本指針など)

- ①重点期間
 - ・今後1年間：行政のデジタル化集中改革期間 →テレワーク推進(数値目標設定)など
 - ・ “ 3年間： “ 集中投資期間 →行政IT化推進(地方創生臨時交付金含む)
 - ・ “ 5年間：国と地方のシステムを統一的整備 →住民の利便性向上
- ②重点施策
 - ・マイナンバーカード普及、利活用推進⇒運転免許証と一体化、預金口座への紐付けなど検討
 - ・手続き見直し⇒押印の見直し(電子メール、Webサイト申請を検討)など
 - ・災害対応 ⇒チャットポット(SNSを通じた質問にAIが自動回答する会話プログラム)など
 - ・教育対応 ⇒小中学校で1人1台のパソコン、タブレットの整備(2020年度中)
 - ・通信環境整備⇒行政のオンライン化(RPA、AIの活用など)、オンライン教育実施など

当市のデジタル化(システム導入)推進に追い風!

2 デジタル化推進の主な課題 (※資料5「システム導入プロセスにおける流れと検討内容」をご参照下さい。)

No	検討項目	私の考える主な課題
1	導入目的・基本方針の明確化	職員の事務負担の軽減・効率化(⇒住民サービスの向上)
2	現状把握(業務分析)の徹底	職員の業務内容/時間/量の確認。デジタル化適用業務可否の分類と選定。見直し可能な制度などの洗い出し。
3	パフォーマンス	通信容量などネットワーク環境の整備(特に無線環境)
4	コスト	ランニングコスト(使用料、保守費など)の増大?!

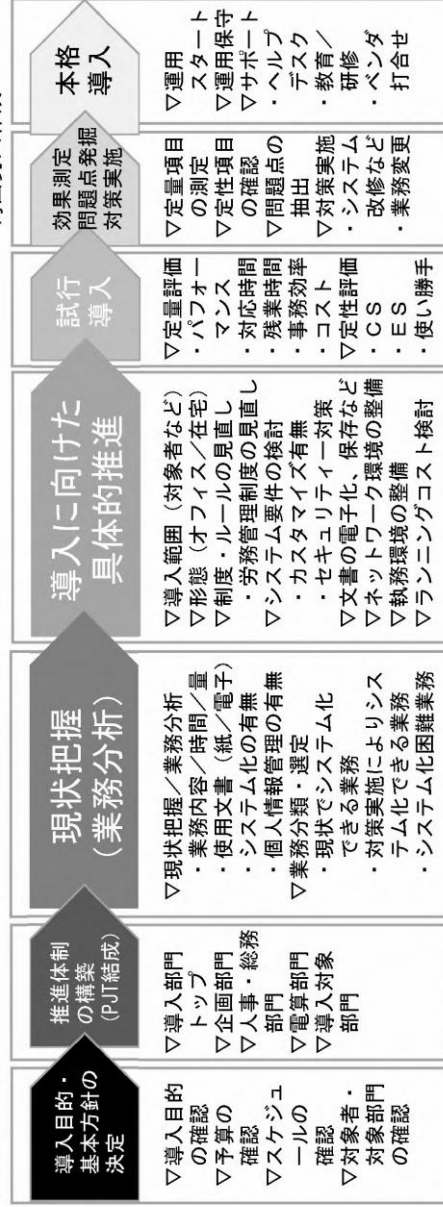
導入目的を明確化し、職員の業務の現状把握/分析⇒見直しが不可欠!!

行政のデジタル化推進について

(参考) システム導入プロセスにおける流れと検討内容

資料5

R2.9.9一般質問資料
葛西勇人作成



流れ

検討内容

3 導入を検討して頂きたい主なシステム (私案)

No	システム名	内容／効率化できる業務
1	電子決裁システム	電子文書を用いた決裁処理方法。端末で決裁するので押印などの事務が軽減。
2	施設予約システム	市民が端末から公共施設の予約状況の確認や予約が可能。管理業務などが軽減。
3	We b 会議システム	遠隔で映像・音声のやり取りや資料共有が可能。移動などの時間が軽減。
4	防災情報システム	災害情報収集、避難発令判断・誘導支援、安否確認などの業務効率化を実現。
5	校務支援システム	児童生徒情報の一元管理や通知票など簡単に発行可能のため教員の業務が軽減。

業務分析の上、主に書面、対面、押印求める業務から見直して、職員の事務負荷軽減を図る！！

